

Ⅲ 税関行政の主要施策の現状

第1. 税関総務分野の重要施策の概要

1. 定員関係

税関は、「安全・安心な社会の実現」、「適正かつ公平な関税等の徴収」及び「貿易円滑化の推進」の3つの使命を掲げ、日本の水際を守り、貿易を通じた経済発展を支えるという重要な役割を担っており、近年、経済・社会のグローバル化が進む中、その役割は益々大きくなってきている。

税関を取り巻く環境については、越境電子商取引の拡大に伴う輸入申告件数の急増、不正薬物押収量の高止まり・密輸手口の巧妙化、国際的なテロの脅威への対応に加え、ウクライナ侵略を踏まえたロシア等に対する経済制裁や経済安全保障上の脅威の高まりを受けた外為法上の輸出規制への対応など、多くの課題に直面しており、適切に対応する必要がある。

このため、税関においては必要な体制整備に取り組んできているところであり、令和6年度予算における税関定員については、10,210人（前年度比+32人）となった。

今後も、新型コロナウイルス感染症に係る水際措置の終了に伴う訪日外国人旅行者等の増加への対応や2025年の日本国際博覧会（大阪・関西万博）等の国際イベントの開催を見据えたテロ対策など、税関への期待の高まりに適切に対応し、水際における取締の強化と適正かつ迅速な通関の推進を実現するため、税関の体制整備を進めていく必要がある。

2. 広報関係

関税等の適正な賦課及び徴収を確保するためには、輸入者に対して、関税制度や輸入貨物の関税等に関する情報を提供することが必要である。また、国民生活の安全・安心の確保のためには、不正薬物・銃砲等の社会悪物品や大量破壊兵器等のテロ関連物品等の水際取締りの取組及びその重要性を国民の皆様知ってもらうことが必要であ

る。さらに、国際貿易の安全確保と円滑化の両立を進めるため、AEO制度等の輸出入通関制度について利用者が必要とする時に、分かり易い形で情報を得られるようにすることが重要である。

実効性ある税関行政の実現に資するため、税関ホームページにおいて、原産地規則、AEO制度、品目分類、課税価格の計算方法等に関する情報の充実を図るとともに、海外旅行時における税関の手続や貿易統計等のページ構成について随時見直しを行っている。また、各コンテンツから関連情報へのリンクの追加や、各税関ホームページへのアクセスを簡素化するなどして利用者の利便性の向上を図っている。また、これらの情報については、講演会や税関見学会においても発信していくとともに各種SNS（YouTube、Facebook、X（旧：Twitter））を活用し、これまで税関に接する機会の少なかった方に対しても、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信している。

3. 我が国が締結しているEPA等を利用した貿易の促進のためのEPA利用支援

現在、我が国では21のEPA等が発効、署名済みであり、日本の貿易総額に占めるEPA等発効済の国・地域との貿易額の割合が約8割になるとともに、益々EPAの対象となる貿易額は増加している。

EPAを利用した貿易を行うためには、EPAの原産地規則・関税分類などを理解することが必要であり、特にそのようなノウハウのない地方の中小企業への支援が重要である。

そのため、CPTPP、HEU・EPA、日米貿易協定、日英EPA及びRCEP協定について、関係事業者向け説明会を積極的に開催し周知を行った（2023年度における税関主催：計16回）。また、各税関やEPA原産地センターにおいてEPA利用に必要な原産地規則に関する問い合わせを受け付けている。

第2. 監視取締及び保税行政の現状

1. 取締対象の現状

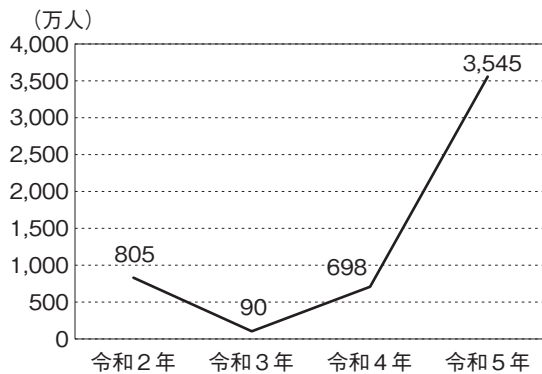
(1) 入国者数¹

令和5年における我が国への入国者数は、約3,545万人（前年度比408%増）となっている。

入国者の大半は空港を利用している。令和4年の入国者総数のうち、空港からの入国者数は約3,490万人であり、全体の約98%を占める。

また、同年の入国者総数のうち空港の利用状況を個別に見ると成田空港が約31%を占め、次いで関西空港（約23%）、羽田（約23%）、福岡（約9%）、中部（約4%）の順となっている。

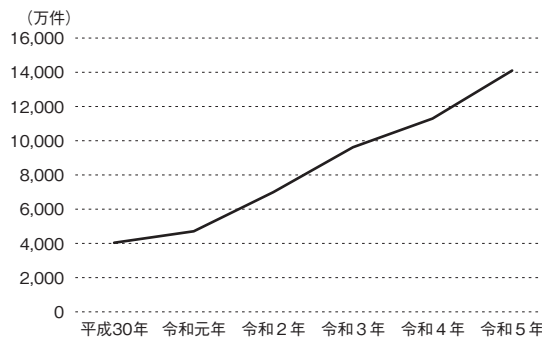
図1 入国者数の推移（令和2年～令和5年）



(2) 商業貨物

令和5年における一般商業貨物の輸入許可・承認件数は、約1億4,017万件（前年比約24%増）となっている。

図2 輸入許可・承認件数の推移
（平成30年～令和5年）



(3) 船舶・航空機

2023年の外国貿易船（機）の入港隻（機）数は、外国貿易船が約9万3千隻（前年比1.5%増）と増加し、外国貿易機が約22万2千機（前年比108.0%増）と増加している。

2. 取締・検査の概要

(1) 取締・検査体制の整備

麻薬や拳銃等の社会悪物品やテロ関連物資等の一貫した取締体制の構築を図る観点から、2006年7月に機構を改正し、監視部において、船舶等の入港から国内引取りまで、輸出入通関に係る物流の中で一貫した貨物の取締りを行っているほか、船舶、乗組員、旅客等の取締りを実施している。

(2) 取締・検査機器の積極的活用

隠匿手口が複雑化・巧妙化する社会悪物品等の密輸入に対し、取締・検査機器を積極的に活用するなど、取締りの強化を図っている。

① X線検査装置

X線検査装置は、商業貨物、出入国旅客の携帯品、国際郵便物等の検査に際し、開披検査が困難な検査対象貨物を破壊することなく検査することを可能とするものであり、社会悪物品等の発見のために効果的・効率的に活用している。

また、コンテナ貨物又はコンテナ自体を利用した大口の密輸事犯に対応し、コンテナや自動車等の大型貨物の検査を可能とするため、2000年度に大型X線検査装置を導入し、現在、全国で13港・15ヶ所に配備している。これまでコンテナ内の貨物を全量取出して検査を行う場合には、コンテナ1本あたり2時間程度を要していたが、同検査装置の導入により、10分程度で検査することが可能となり、検査時間が大幅に短縮された。

② 麻薬探知犬

麻薬探知犬は、1979年に米国税関の協力を得て2頭を導入したことに始まり、2024年7月1日現在、全国の税関に計138頭が配備されている。

麻薬探知犬は、出入国旅客の携帯品及び国際郵便物等の検査対象貨物に付着した臭いを探知して、隠匿された不正薬物等の有無を的確に確認するために活用しており、導入以降、多くの不正薬物等の摘発に貢献している。

(3) 取締強化期間

税関では取締強化期間を設定し、不正薬物や銃

¹ 数値はいずれも出入国在留管理庁「出入国管理統計」による。

砲、テロ関連物資等の取締り及び広報啓発の強化を図っている。

3. テロ対策等

(1) テロ対策

関税局・税関では、2001年9月の米国同時多発テロ発生以降、国内におけるテロ対策の重要性が高まったことや大量破壊兵器の拡散防止に関する監視の強化が国際的にもますます重要となったことを踏まえ、我が国政府の関係機関及び米国等を始めとする諸外国と密接に連携しつつ、通関検査体制の強化、テロ対策関連機器の増強、海上コンテナ安全対策（コンテナ・セキュリティ・イニシアチブ：CSI）の実施などを進めるとともに、爆発物や生物テロに使用されるおそれのある病原体等の輸入管理の強化、外国貿易船等の積荷及び旅客等に関する事項の事前報告の義務化、税関職員による質問検査に応じなかった場合の罰則の強化、乗客予約記録（Passenger Name Record：PNR）を航空会社から求めることができる規定の整備など、国際テロ対策に積極的に取り組んできたところである。2015年3月以降、旅客の事前旅客情報（Advance Passenger Information：API）に加え、国交省航空局及び法務省出入国在留管理庁等政府一体として、航空会社に対し、乗客予約記録のNACCSによる電子的報告を働きかけた結果、EU系航空会社及びスイス航空を除く航空便のうち、殆どの航空便について電子的にPNRを取得している。2017年度関税改正において出国PNRを求めることができるようにし、2019年3月にはNACCSにより電子的に報告することを原則化し、これと同時期に航空貨物の事前報告制度を拡充し情報内容の追加及びNACCSにより電子的に報告することを原則化した。

また、WCO（世界税関機構）のガイドラインである「国際貿易の安全確保及び円滑化のためのWCO基準の枠組み」を踏まえ、積荷情報を活用した水際取締りの強化を図るため、2014年3月から、コンテナ貨物を積載して我が国に入港しようとする外国貿易船の運航者等及び当該貨物の荷送人に対し、原則として当該外国貿易船が船積港を出港する24時間前までに、詳細な積荷情報を電子的に報告することを義務付ける「出港前報告制度」を運用している。

(2) 北朝鮮対策

我が国は、北朝鮮の核・ミサイル開発に対する独自の制裁措置として、北朝鮮との輸出入の禁止

（輸入：2006年10月～、輸出：2009年6月～）や北朝鮮を仕向地とする支払手段等の携帯輸出の届出を要する金額の下限の引き下げ（2009年5月～）を実施しており、関税局・税関は、これらの措置の実効性を確保するべく、関係機関等と連携しつつ、常に厳格な取締りを実施している。

また、国際連合安全保障理事会決議第1874号（2009年6月12日採択）を受けて我が国で制定された貨物検査法（国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（2010年7月4日施行））に基づき、北朝鮮特定貨物（注）に対し、提出命令・保管を行い、関係行政機関との緊密な連携・協力の下、同法の実効性の確保を図っている。

（注）「北朝鮮特定貨物」とは、国際連合安全保障理事会決議及びその他政令により指定された大量破壊兵器及び武器の関連物資等の対北朝鮮禁輸貨物のうち、通過貨物（仮陸揚貨物を含む。）をいう。貨物検査法施行以降、北朝鮮に対する制裁を追加・強化する新たな国際連合安全保障理事会決議の採択等を受け、北朝鮮特定貨物の追加等が行われている。

4. 保稅行政の現状

(1) 保稅制度の概要

保稅制度は、貿易秩序の維持、関税債権の確保、貿易取引の円滑化等の観点から設けられており、保稅地域及び保稅運送等の規定がある。

① 保稅地域

輸入貨物の国内への引取り又は輸出貨物の船舶、航空機への積込みに当たっては、原則として、貨物を一旦、保稅地域に蔵置し、税関長に申告を行い、必要な検査を経て（輸入の場合は、原則として、関税、内国消費税を納めた後に）税関長の許可を受ける必要がある。このように、輸出入貨物を税関の監督下に置くことで、取締りの適正を期するとともに、輸入貨物に係る関税等の徴収等、適切な税関手続を確保する目的がある。

また、輸入許可を受ける前の貨物が保稅地域にある間は、関税等の納付が留保されるほか、保稅地域の種類によっては、外国貨物を加工・製造した後、関税等を納付することなく再び外国に向けて積み戻すことや、関税等を納付することなく外国貨物のまま展示することができるなど、貿易取引の円滑化、貿易の振興、国際的な文化交流に役

立っている。

保税地域には、機能別に指定保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域の5種類がある。

② 保税運送

外国貨物は、開港、税関空港、保税地域、税関官署等の場所相互間に限り外国貨物のまま運送することができる。これを保税運送といい、原則として税関長の承認が必要となっている。

保税運送は、外国貨物を特定の場所相互間に限り運送することを認めていることから、企業活動の円滑化に資するものである。

(2) 最近の保税制度の改正

① 特定保税承認制度の導入

平成19年度に、貨物のセキュリティ管理とコンプライアンスの体制が整備された者として税関長の承認を受けた保税蔵置場又は保税工場の被許可者に対して、届出により、保税蔵置場又は保税工場を設置することが可能となる等の制度（特定保税承認制度）を導入した。

さらに、平成23年度には、届出により設置された場所についての帳簿の保存期間を5年から1年に短縮し、特定保税承認制度の利用拡大に努めた。

② 特定保税運送制度の導入

平成20年度に、貨物のセキュリティ管理とコンプライアンスの体制が整備された者として税関長の承認を受けた国際運送事業者に対して、

NACCSで貨物管理を行う保税地域相互間の保税運送について、個々の運送承認が不要となる等の制度（特定保税運送制度）を導入した。

③ 処分規定の整備

保税地域の被許可者等が保税業務について法令に違反したとき等一定の要件に該当することとなったときは、税関長は外国貨物等を当該保税地域に入れることを停止させ、又は当該保税地域（指定保税地域を除く）の許可を取り消すことができることとされている。この処分を行う際の処分基準については、社会情勢の変化等に応じ、種々の見直しを行っており、直近では令和2年1月に、被許可者からの申し出による減算対象を広げると共に、非違が故意である場合の加算点数引き上げを行った。

④ 許可要件の見直し

平成21年度に、近年の暴力団排除対策の強化の動き等を勘案し、保税蔵置場等の許可をしないことができる要件として、暴力団員であること等を追加した。

⑤ 国際的なオークション・ギャラリー・アートフェアへの対応

令和2年度に、近年の美術品の国際的なオークションやアートフェア等の開催に向けた動きを踏まえ、保税地域の活用を促進するため、手続きの明確化等を行った。

第3. 通関手続の現状

1. 総論

(1) 通関を取り巻く環境の変化

我が国の社会・経済の国際化の進展に伴うヒトやモノの国際交流の量的な拡大や質的な多様化により、輸出入通関行政を取り巻く環境は大きく変化している。

また、航空輸送貨物における小口急送貨物（SP貨物）サービスの発展、越境電子商取引（EC）の拡大等に伴い通販貨物が急増する等、取引形態や取引貨物に大きな変化が見られる。

こうした中、輸入許可・承認件数は、平成24年には約2,302万件であったものが令和5年には約1億4,017万件と大きく増加し、輸出許可件数は、平成24年には約1,426万件であったものが令和5年には約3,111万件と増加している。

(2) 輸入通関における対応

このような環境の中にあって、輸入通関に関しては、内外から迅速通関への要請が高まってきている一方で、国民からは、海外で多発する国際テロへの脅威、大麻等の未成年層への拡散などの状況を踏まえ、爆発物等のテロ関連物資及び不正薬物（覚醒剤、大麻等）などの社会悪物品の水際での取締りに対して、強い期待が寄せられている。

これらの要請に的確に対処するため、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）による通関手続の電算化や通関情報総合判定システム（CIS）を活用した選別的な通関処理を促進し、通関手続の迅速化・簡素化を図るとともに、適正な申告が行われていない可能性が高いと思われる貨物に対しては、検査機器の整備、貨物検査を集中的に行う検査専担班の充実等により重点的な審査・検査を実施しているところである。

また、急増する輸入貨物への対応として、税関

事務管理人制度の見直し及び輸入申告項目の追加（令和5年10月1日（NACCS更改に併せ実施するものは令和7年10月12日）施行）を行ったほか、海上小口貨物の簡易通関制度の導入を決定した（令和7年10月12日から実施）。

(3) 輸出通関における対応

輸出通関の面では、大量破壊兵器については核兵器等の拡散防止に関する様々な国際的枠組みに基づき、また、通常兵器及び関連汎用品については旧ココムに代わって地域紛争防止の観点から新たな国際的輸出管理体制として平成8年7月に設立されたワッセナー・アレンジメントに基づき、輸出規制を行っている。加えて、平成14年4月に大量破壊兵器等の不拡散のために欧米諸国と同様の原則全品目（食料品、木材等を除く。）を規制対象とするキャッチオール規制を我が国でも導入し、平成20年11月には通常兵器の不拡散のために、同様に原則全品目（食料品、木材等を除く。）を対象とするキャッチオール規制を導入しており、経済産業省と連携しつつ、税関における審査・検査を強化しているところである。

他方、保税地域等に貨物を搬入した後に行うこととされていた輸出申告については、保税地域等への搬入前に行うことで、貿易円滑化と適正な通関手続の両立を図っている。（平成23年10月実施）

(4) AEO制度

AEO制度とは、貨物のセキュリティと法令遵守の体制が整備された事業者に税関手続の簡素化・迅速化等のベネフィットを提供する制度であり、国際物流全体のセキュリティ向上と円滑化の両立に資するものである。我が国においては、これまでに平成18年3月の特定輸出申告制度（現・特定輸出者制度）、平成19年4月の特例輸入申告制度（現・特例輸入者制度）の導入を皮切りに、

表1 輸出入許可件数の推移

(単位：万件)

区 分		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
輸入許可・承認件数		3,974	4,640	6,966	9,562	11,289	14,017
	海 上	431	428	406	833	1,261	1,011
	航 空	3,544	4,212	6,560	8,729	10,028	13,006
輸出許可件数		1,994	1,985	2,188	2,709	3,010	3,111
	海 上	376	358	328	366	357	376
	航 空	1,617	1,628	1,860	2,342	2,653	2,735

平成19年10月には倉庫業者に対する特定保税承認制度、平成20年4月には運送業者に対する特定保税運送制度及び通関業者に対する認定通関業者制度、平成21年7月には製造者に対する認定製造者制度が導入されてきた。

これらの制度の導入によって、我が国のAEO制度は、サプライ・チェーンに關与する貿易関連業者をほぼ全てその対象としており、今後は、認

定水準の維持・向上を図りつつAEO事業者を拡大していくとともに、諸外国のAEO制度との相互承認（相手国のAEO事業者の輸出入貨物に対し、自国における通関手続きを行う際に便益を与えることを認め、両国間の一層の安全かつ円滑な物流を目指す仕組み）についても、協議・共同研究を引き続き推進していく。

我が国の認定事業者（AEO：Authorized Economic Operator）制度

要件	○ 高い業務遂行能力を有している ⇒税関手続に関する知識及び経験が十分である 等 ○ 法令遵守規則を定めている ⇒税関手続を適正に履行するための体制及び手順が規則により整備されている 等 ○ 一定期間法令違反がない 等 ⇒関税法等の法令違反がない 等					
概要	輸入者 (平成19年4月～) ○ 貨物到着前に輸入申告を行い、許可を受け、貨物の引取りが可能 ○ 貨物引取り後の納税申告が可能 ○ 一括（1月分）での納税申告が可能 ○ コンプライアンスの反映による審査・検査率の軽減 ○ 貨物の蔵置場所に関わらず、いずれの税関長に対しても輸入申告が可能	輸出者 (平成18年3月～) ○ 貨物を保税地域に搬入することなく輸出申告を行い、許可を受けることが可能 ○ コンプライアンスの反映による審査・検査率の軽減 ○ 貨物の蔵置場所に関わらず、いずれの税関長に対しても輸出申告が可能	倉庫業者 (平成19年10月～) ○ 新たに保税蔵置場等を設置する場合の許可が不要（届出により設置が可能） ○ 保税蔵置場の許可手数料の免除 ○ コンプライアンスの反映による検査率の軽減	通関業者 (平成20年4月～) ○ 貨物到着前に輸入申告が可能 ○ 貨物引取り後の納税申告が可能 ○ 一括（1月分）での納税申告が可能 ○ AEO運送者による運送等を要件に、貨物を保税地域に搬入することなく輸出申告を行い、許可を受けることが可能 ○ 貨物の蔵置場所に関わらず、いずれの税関長に対しても輸出入申告が可能	運送者 (平成20年4月～) ○ 保税運送毎の承認が不要 ○ 当該運送者が運送を行った場合、AEO通関業者は貨物を保税地域に搬入することなく輸出申告を行い、許可を受けることが可能	製造者 (平成21年7月～) ○ 当該製造者が製造した貨物を輸出する場合、貨物を保税地域に搬入することなく輸出申告を行い、許可を受けることが可能 ○ 当該製造者が製造した貨物を輸出する場合、貨物の蔵置場所に関わらず、いずれの税関長に対しても輸出申告が可能
事業者数	105者	231者	152者	263者	10者	—

令和6年6月30日現在（計761者）

2. 輸出入通関手続の現状

(1) 輸入通関業務を取りまく環境

令和5年における輸入許可・承認件数は、全体で約1億4,017万件（前年比約24%増）となっており、その内訳は、航空貨物が約1億3,006万件（同約30%増）、海上貨物が約1,011万件（同約20%減）である。

このような状況のなか、拳銃、麻薬、覚醒剤を中心とした社会悪物品の不正輸入等に対する取締り強化の要請が一層高まっている一方で、迅速な輸入通関に対する国内外からの要請もますます高まってきていることから、税関当局としては、「適正」さを確保しつつ「迅速」な通関を行うといっ

た二律背反な要請を同時に達成するため、種々の改善を図っているところである。

(2) 輸入通関手続の改善の現状

輸入通関手続の簡素化・迅速化を図るため、これまでにも通関手続の電子化の推進、輸入申告の際に添付する書類の簡素化、国際郵便物の通関手続の見直し等種々の改善を重ねているところであるが、規制緩和の要望等も踏まえ、更なる改善策を講じている。

① 貨物到着前処理及び貨物到着後処理の促進

通常、輸入通関手続は、貨物の到着後に開始され、関税等の納付後に貨物の引取りが許可されることを原則とするが、貨物の到着から輸入者等が引き取るまでの時間を可能な限り短縮することを

目的として、i) 貨物の到着前に税関審査を終了させる予備審査制の拡充、ii) 貨物の輸入申告前に関税分類・関税評価・原産地・減免税に係る教示を行う事前教示制度の改善、iii) 納期限延長制度の導入等を図っており、税関における審査等を貨物の到着前又は貨物の引取り後にできる限り移行している。

② 選別的通関処理の促進

税関手続の電子化の推進により処理の迅速化を図るとともに、密輸等のリスクの高い貨物には重点的に審査・検査を実施することにより適正な通関を確保する一方、リスクの低い貨物は審査を簡素化する選別的通関処理を一層促進している。このため、i) 平成3年10月、選別的通関処理を行う上で必要な情報等を管理するCISの導入、ii) NACCSの審査基準をより一層適正に管理する等の措置を図っている。

③ 特例輸入者制度（旧・簡易申告制度）の導入・改善

現在、我が国の税関手続においては、輸入申告（引取申告）と納税申告を同時に行うことが原則である。しかしながら、輸入者の利便性の向上等のために、法令遵守（コンプライアンス）の確保を条件に、あらかじめ税関長に承認された輸入者（特例輸入者）は、継続的に輸入しているものとして指定を受けた貨物について、引取申告と納税申告を分離し、納税申告の前に貨物を引き取ることができる簡易申告制度を平成13年3月から導入した。

また、同年9月の米国における同時多発テロの発生を契機として、国際物流におけるセキュリティ確保と円滑化の両立を図るための取組みが国際的に加速化したことから、我が国においても平成19年度関税改正において、既存の簡易申告制度に貨物のセキュリティ確保の要素を承認要件として加えた上で、輸入者を対象とするAEO制度を導入した。これにより、貨物が本邦に到着する前に輸入（引取）申告を行うことを可能とするとともに、従来輸入許可毎に行うこととされていた事後の納税申告について、1か月間に受けた輸入許可に係る貨物について、これらを一括して納税申告を行うことを可能とした。

さらに、平成19年7月より、承認申請者が法人である場合に特定の事業部門においてのみ簡易申告制度を利用できるよう改善、また、平成20年4月より、提供しなければならないとされていた関税等の額に相当する担保を、税関長が関税等の保

全のために必要があると認めるときを除き省略する等の改善を行ってきた。このように改善してきた「簡易申告制度」は、輸入通関手続の迅速化、簡素化のための制度ではなく、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された輸入者に対するAEO制度として定着してきたことから、本制度を平成21年3月に「特例輸入申告制度」と名称変更した（平成29年10月8日より「特例輸入者制度」と名称変更）。

その後も平成24年4月より、保全担保の提供要件の緩和を行う等、随時、本制度の改善を行ってきているところである。

④ 特例委託輸入申告制度の導入

平成20年4月より、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された認定通関業者に貨物の輸入手続を委託した場合に、貨物の到着前の輸入申告及び貨物の引取り後の納税申告（特例申告）を行えることとした。

⑤ 輸出入申告官署の自由化・通関業制度の見直し

平成28年度関税改正において、貿易関係事業者の事務の効率化やコスト削減を図り、貿易円滑化に資するとの観点から、蔵置官署（貨物が置かれている場所を所管する税関官署）に対して輸出入申告を行う原則は維持しつつ、AEO事業者（特定輸出者、特例輸入者及び認定通関業者）については、蔵置官署以外の税関官署に対して輸出入申告を行うことを可能とする関税関係法律及び通関業法の改正を行い、NACCSの更改と併せ、平成29年10月8日より実施している。

⑥ 通関関係書類の電子化・ペーパーレス化への取組み

更なる貿易円滑化の観点から、通関関係書類の電子化・ペーパーレス化を促進することとしており、その一環として、平成24年7月よりNACCSを利用して輸入申告を行い簡易審査扱い（区分1）とされた場合の税関への通関関係書類の提出を、原則省略することとした。また、NACCSを利用した輸入申告における税関への通関関係書類の提出について、平成25年10月より、書面（紙）による提出に加え、NACCSを利用したPDF等の電磁的記録による提出を可能とした。

さらに、平成29年10月から特惠税率の適用等に係る原産地証明書について、電磁的記録による提出を可能とする等、電磁的記録による提出が可能な対象範囲を拡大した。

(3) 各種手続の概要及び改善策

① 予備審査制

イ 概要

予備審査制とは、貨物が到着する前に予備的に輸入申告を行わせ、あらかじめ税関の審査を受けておくことを可能とする制度である。輸入者等は、予備審査により検査を受ける必要がないとされた場合には、貨物が本邦に到着し保税地域等への搬入を確認の上、本申告を行えば直ちに輸入が許可されることとなり、貨物到着から引取りまでの所要時間の大幅な短縮を図ることが可能である。

ロ 予備審査制導入の背景

輸入申告は、関税法第67条の2第3項の規定により、貨物を保税地域等に搬入した後に行うこととされていることから、たとえ貨物到着前に書類が整っていたとしても、税関における書類審査は、保税地域等への貨物搬入後（輸入申告後）に行われるため、輸入通関に時間を要する状況にあった。

そこで、輸入貨物の迅速な引取り及び税関事務の効率化を図る観点から、昭和63年4月に「搬入前予備審査制」（「予備審査制」の前身）を導入した。

しかしながら、この制度は、対象貨物が制限されており、提出書類が多い等の制約が多く利用しづらい面があった。

平成2年6月、日米構造問題協議の最終報告において、輸入貨物の日本の流通システムへの迅速な引取りを確保する一方策として、「搬入前予備審査制の拡充及び手続の簡素化」を図ることを対外的に表明し、平成3年4月、対象貨物の拡大、提出書類の簡素化等の大幅な改善措置を実施し、制度の名称を「予備審査制」に変更した。

また、平成6年2月における総合経済対策として、対象貨物の拡大、提出書類の簡素化の措置を実施した。

さらに、平成7年3月の規制緩和推進計画に基づき平成8年4月に予備審査制の利用を前提とする「到着即時輸入許可制度」を航空貨物について導入し、平成15年9月には、海上貨物についても導入した。

なお、主な改善事項は次のとおりである。

(イ) 日米構造問題協議の最終報告に基づき平成3年4月に講じられた措置

(i) 対象貨物の拡大

一申告で多数の品目の申告となる貨物等に限定されていた対象貨物を、特惠日別管理品目（平成13年3月末で廃止）を除く全ての貨物に拡大した。

(ii) 提出書類の簡素化

予備申告時の「搬入前予備審査申請書」及び輸入申告時の「輸入申告届」の提出を省略した。

(iii) 予備申告時期の前倒し

輸入申告の日の4日前から行えるとなっていた予備申告を、輸入申告予定日における外国為替相場の公示日又は船荷証券等の発行日のいずれか遅い日から行えることとした。

(iv) 税関検査要否の事前通知

信用度の高い輸入者のローリスク貨物については、輸入申告前であっても、検査要否を通知することとした。

(v) 税関手続以外の輸入関連法令手続との同時並行処理の実施

税関手続以外の輸入関連法令手続が終了していない貨物についても、予備審査制の対象とし、税関手続と税関手続以外の輸入関連法令手続との同時並行処理が行えることとした。

(ロ) システムへの組み込み

平成3年10月、海上貨物について予備審査制をNACCSに組み込み、続いて、平成5年2月、航空貨物についても組み込み、NACCSによる予備申告を可能とした。また、海上貨物については、暫定的な仕様となっていたことから平成6年3月にNACCSの仕様を変更し、グレードアップを図った。

(ハ) 総合経済対策により平成6年3月及び4月に講じられた措置

(i) 提出書類の簡素化（平成6年3月）

NACCSを利用して予備申告した場合、NACCS端末より出力される申告控（税関へ提出する書類）を予備申告時と輸入申告時（本申告時）の2回提出していたが、予備申告時に申告控の提出を行ったものについては、輸入申告（本申告）までの間に申告内容の変更がない場合、輸入申告（本申告）時の申告控の提出を省略した。

(ii) 対象貨物の拡大（平成6年4月）

予備審査制の適用除外としていた特惠日別管理品目（平成13年3月末で廃止）に該当する貨物を、新たに対象貨物に加え、全ての輸入貨物を適用対象貨物とした。

(二) 規制緩和推進計画により平成8年4月に講じられた措置

・到着即時輸入許可制度の導入

輸入貨物の中でも航空貨物については、とりわけ迅速な通関処理に対する強い要請があるが、従来、輸入申告は、貨物を保税地域に搬入した後に行うことが原則となっているため、早期に貨物を引き取る上で、この搬入に要する時間の短縮が課題となっていた。

この問題を解決するため、予備申告が行われた航空貨物のうち、審査の結果、取締り上の支障がないものとして検査が不要とされた貨物については、保税地域へ搬入することなく、貨物の到着が確認され次第、輸入申告が行われれば直ちに輸入を許可する「到着即時輸入許可制度」を導入した。

なお、海上コンテナ貨物についても、平成11年10月のSea-NACCS更改に伴い、海上貨物搬入即時輸入許可制度を導入し、さらに、平成15年9月には航空貨物と同様に「到着即時輸入許可制度」を導入した。

② 事前教示制度の改善

イ 事前教示制度の概要

「事前教示制度」とは、輸入者その他の関係者が、あらかじめ税関に対し、輸入を予定している貨物の関税率表適用上の所属区分（品目分類）及び関税率、関税評価上の取扱い、原産地並びに減免税の適用の可否について照会を行い、その回答を受けることができる制度であり、昭和41年に申告納税制度が導入された際に新設された関税法第7条第3項に基づくものである。文書による事前教示回答書は、発出日から3年間、輸入（納税）申告の審査上尊重されることとなっている。更に、照会者が文書回答に対し再検討を希望する場合には、回答後2月以内に意見の申出ができることとなっている。

当該制度を利用した場合、事前に輸入予定貨物の関税率、関税評価上の取扱い等が判明するため、原価計算が確実に行える等販売計画が立てやすくなる。また、貨物の輸入申告時に税番、関税率、関税評価上の取扱い、原産地及び減免税の適用の可否が判明しているため通関の適正

かつ迅速な処理が図られ、早期に貨物を引き取ることができる等大きなメリットがある。

ロ 主な改善措置

事前教示制度の充実策として、事前教示は原則として文書により行い、口頭回答は単なる参考情報であるとして取扱いの違いを明確化し、文書による事前教示については照会受理後30日以内（関税評価に係る照会の場合、90日以内）の極力早期に回答を行うよう努めることを通達に明記している。また、インターネットによる事前教示の照会につき、これまでの品目分類及び原産地に加え、平成26年6月より関税評価、平成27年10月より減免税についても可能としている。当該照会については、基本的には口頭照会と同様の取扱いであるが、照会者が希望し、一定の要件を満たす場合には、文書による回答に切り替えることができ、また、令和5年7月から照会者が希望する場合には、回答書を電子メールで受け取ることが可能となっている。

照会の透明性の確保への取り組みとして、事前教示回答書の非公開期間に上限（180日以内）を設け、原則として公開することとしており、税関ホームページに掲載している。

令和5年における取扱い件数は、品目分類では文書回答が3,881件、口頭回答が98,850件であり、皮革・木材・紙・繊維（41～67類）に係る照会が多く、原産地では文書回答が1,766件、口頭回答が21,178件であり、農水産品（1～24類）、皮革・木材・紙・繊維（41～67類）に係る照会が多かった。また、関税評価では文書回答が4件、口頭回答が1,166件であり、運賃、無償提供等に係る照会が多く、減免税では文書回答が0件、口頭回答が31件であり、無条件免税の適用に係る照会が多い。

(4) 貨物到着後処理の促進

① 納期限延長制度

従来は、輸入貨物を保税地域から国内に引き取ろうとするときには、輸入申告を行ったうえ、輸入許可前引取制度等の場合を除き、関税等を納付し、輸入許可を得た後でなければ当該貨物を引き取ることができないこととなっていたが、平成元年4月の消費税導入に併せて、関税及び消費税に係る納期限延長制度が導入され、担保の提供を条件に輸入（貨物の引取り）を認め、関税等は、当該輸入の時から3か月以内に事後的に納付すればよいこととなった。

この納期限延長制度には、個別延長方式（個々

の輸入申告毎に、担保提供のうえ、納期限延長を申請する方式）と、包括延長方式（貨物を輸入しようとする月の前月末日までに担保提供のうえ当該月における輸入申告に係る納税額を一括して申請する方式）がある。

また、平成13年3月に施行された簡易申告制度（現・特例輸入者制度）においても、納期限延長制度（ただし、納期限を現行の包括延長方式を利用した場合と合わせるため、2か月の延長となる。）が盛り込まれた。

② 担保管理の一元化

納期限延長制度が導入された当初は、同制度の定着及び導入当初の混乱を避けるため、各通関官署毎、関税及び消費税毎に担保を提供し納期限延長を行う取扱いとしていたが、納期限延長制度の定着に伴い、平成2年4月より税関の収納事務電算処理システムによりオンライン化されている官署を対象に、税関単位で担保を提供することができる担保管理の一元化を実施した。これにより、包括延長方式（一括包括延長方式）を利用する輸入者は、各税関の本関に担保を提供することにより、当該税関の管内にある収納事務電算処理システムによってオンライン化されている官署の全てにおいて、同一の担保を使用することができることとなり、包括延長方式が利用しやすくなった。

また、平成7年4月から、NACCSによってオンライン化されている海上官署を対象に全国単位で担保を提供することができる全国担保の一元化を実施し、同年11月には、その対象を航空官署に拡大した。

さらに、平成12年4月から、Sea-NACCS及びAir-NACCSで共用して使用することができる「共用担保制度」を導入した。

なお、平成22年2月にSea-NACCSとAir-NACCSが統合され、システム別ごとの担保管理の区分けは現在無くなっている。

③ 共通担保等

納期限延長等のため提供される担保は、租税債権の確保を図る観点から制度別、税科目別に提供することとなっていたが、平成3年10月から関税・消費税の納期限延長の担保は、両税で共通に使用することができる担保（共通担保）を提供することができるとともに、据置担保の提供中、担保残高に不足が生じた場合に新たな担保に設定換えすることなく、不足額に相当する担保を追加して提供することができることとなった（追加担保）。

また、包括納期限延長における据置担保は「税関長が確実に認める保証人の保証」及び「金銭」としていたが、平成6年6月から、「国債」及び「地方債」、平成19年4月から、「社債その他の有価証券」、平成26年3月から、「不動産及び動産」の提供を可能とした。

④ 引取担保と他の担保との管理の一元化

特例輸入者制度（旧・簡易申告制度）における引取担保と納期限延長等に係る担保については、同一の担保物件であっても、その管理は別々に行われ、引取担保としての提供額として税関に申し出た金額分については、納期限延長等に係る担保として使用できないこととされていた。

特例輸入者制度（旧・簡易申告制度）の利便性向上等のため、当該担保管理方式の見直しを行うこととし、引取担保に係る担保額について特例輸入者が自主管理することにより、提供された担保額の範囲内において、引取担保又は他の担保として柔軟に使用できることとなった。（平成19年10月実施）

⑤ 特例輸入者制度（旧・簡易申告制度）に係る担保の見直し

特例輸入者制度においては、関税等の徴収を確実にものとするため、特例申告を行おうとする輸入者は、その月において輸入しようとする貨物に課されるべき関税等の額に相当する額の担保をその月の前月末日までに、当該貨物の輸入の予定地を所管する税関長に提供しなければならないこととしていたが、輸入者の負担軽減を図るとともに、特例輸入者制度の一層の利便性向上を図るため、税関長が関税等の保全のために必要があると認めるときに、その提供を求めることができるものとした（保全担保の導入）。（平成20年4月実施）

また、平成24年4月からは保全担保を提供する際の要件を緩和している。

さらに、令和6年10月1日から、特例輸入者による特例申告の納期限延長において必須とされている担保についても、関税等の保全のために必要があると認める場合にのみ提供を求める取扱いに緩和することとした。

(5) 他省庁の輸入手続との連携強化

① 輸入手続関連省庁連絡会議の設置

輸入手続関連省庁連絡会議は、日米構造問題協議最終報告に基づき、輸入手続の迅速化・適正化に向けて施策を講じる上での各省庁間の連絡・調整を行うため、内閣外政審議室、外務省、大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省及び経

済企画庁の担当課長をメンバーとして平成2年9月に設置されたものである（議長：大蔵省）。同連絡会議では輸入手続のみならず、輸出入・港湾関連手続の迅速化・適正化のための諸施策の実施を推進してきたところであるが、これまでの活動実績及び今後の検討課題をよりの確に反映するものとするため、平成13年9月にその名称を「輸出入・港湾手続関連府省連絡会議」と改め、輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化等の施策等を講じてきた。

また、平成16年2月の各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議において、関係府省で連携して最適化の検討を行う21の業務・システムが定められ、その中の一つである輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システムは、財務省が担当府省として最適化計画を策定するとされたことを受け、平成16年2月に輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システム最適化計画の策定について本会議の検討事項とし、平成17年3月にその名称を「輸出入及び港湾・空港手続関連府省連絡会議」と改め、同年12月28日のCIO連絡会議において、当該最適化計画が決定された。

② 税関手続とその他の輸入関連手続との同時並行処理の実施

従来は、関税法の規定により、税関以外の輸入関連手続が終了しなければ税関手続を開始することができない取扱いとしていた。しかしながら、各法令に基づく手続をステップ・バイ・ステップに行うのではなく、同時並行的に行う方が、輸入手続全体の処理時間を短縮し輸入手続の一層の迅速化を図ることができるとの観点から、平成3年4月より、予備審査制の枠組みの中で、税関に予備申告書を提出し、当該申告に係る税関審査の間に、関税法以外の輸入関連法令の手続を並行的に行うことができることとした。

また、平成5年7月には、厚生労働省検疫所による食品検査と税関検査の両方が必要となる貨物について、輸入者等の開梱作業等の利便を勘案し、食品検査終了後、引き続き税関検査を実施する体制を整備した。

さらに、他法令手続との同時並行処理を促進するため、関税法以外の輸入関係他法令のうち、動物検疫等主要他法令について、従来、当該他法令に係る許可・承認書等を税関に対する輸入申告の際に提出させていたものを、平成6年9月以降、税関の輸入許可までの間に提出すればよいこととした。

③ 輸入通関手続と他法令手続とのインターフェース化

輸入手続全体のより一層の簡素化・迅速化を図るため、平成9年2月に食品衛生法に基づく手続を行う厚生省の「FAINS（輸入食品監視支援システム）」と、平成9年4月に植物防疫法及び家畜伝染病予防法に基づく手続を行う農林水産省の「PQ-NETWORK（輸入植物検査手続電算処理システム）」及び「ANIPAS（動物検疫検査手続電算処理システム）」と、平成14年11月に外国為替及び外国貿易法に基づく許可・承認申請等に関する業務を行う「JETRAS（貿易管理オープンネットワークシステム）」と財務省・税関の通関手続システムであるNACCS（通関情報処理システム）とのインターフェース化をそれぞれ実施した。（平成22年2月にJETRAS、平成25年10月にFAINS、PQ-NETWORK及びANIPASをNACCSへ統合した。下記⑤参照。）

④ 輸入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化

輸入・港湾関連手続においては、複数の行政機関に対する手続を、利用者が一回の入力・送信で行うことを可能としたシングルウィンドウ化を平成15年7月23日に実現している。しかし、従来の各省庁の手続の様式、申請項目の見直し等が行われなまま実施したことから、利用者の利便性に配慮されたものでなかった。このことから、FAL条約（注）の締結に併せて、平成17年11月に入港届の様式を統一化・簡素化することとし、申請様式の統一や、項目の削減等の見直しを行った。

また、関係省庁は、シングルウィンドウ実現後も更なる利便性向上を目指して機能の見直しを行い、同年12月28日、CIO連絡会議において、「輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システム最適化計画」を決定し、利用者コードの一元化、項目の反復利用等の業務プロセスの改善を徹底し、手続の簡素化・効率化を図るとともに、申請窓口や利用申込窓口の統一化、利用者に対する関係省庁からの情報提供窓口の設置等を実現した新たなシングルウィンドウ（府省共通ポータル）を平成20年10月に稼働させた。

シングルウィンドウは「貿易手続改革プログラム」（平成21年7月16日第二次改訂）において、稼働後も継続して見直すこととしており、平成22年2月には、空港の入出港関係手続のシングルウィンドウへの追加を実現した。

（注）FAL条約（Convention on Facilitation for International Maritime Traffic：国際海運簡素

化条約)

昭和40年に制定され、昭和42年に発効した条約で、国際物流の円滑化を目的に船舶の入出港の際に税関など関係当局に提出する書類の簡素化・統一化を定めた国際条約。平成17年9月に締結、同11月に日本において発効。

⑤ NACCSと関係省庁システムとの統合

「貿易手続改革プログラム」では、シングルウィンドウの基幹をなすNACCSと関係省庁システムの統合についての検討が必要とされ、平成20年10月、Sea-NACCSと国土交通省の港湾手続を処理する港湾EDIとの統合、さらに平成22年2月、Air-NACCSを更改し、Sea-NACCSと統合した統合NACCSに経済産業省の貿易管理手続を処理するJETRASを統合。また、平成25年10月には食品衛生法に基づく手続を行う厚生労働省のFAINS、植物防疫法及び家畜伝染病予防法に基づく手続を行う農林水産省のPQ-NETWORK及びANIPASをNACCSへ統合した。

さらに平成26年11月には医薬品医療機器等法関連手続、平成29年3月には輸出証明書等手続を新たにNACCS業務に追加した。

(6) 開庁時間外の通関需要への対応

① 臨時開庁制度の見直し

平成20年3月まで、税関の執務時間（注1）外において輸出入通関等の臨時的執務を求めようとする者は、税関長の承認を受けるとともに、税関の執務する時間に応じて、手数料（注2）を納付しなければならないこととされていたが、我が国産業の国際競争力の強化、港湾・空港の活性化・競争力強化といった重要な課題を踏まえ、輸出入者等の負担を更に軽減し、利便性の向上を図るため、臨時開庁手数料を廃止するとともに、臨時開庁に係る手続についても承認制を廃止して届出制とし、手続が不要となる時間を税関の執務時間から税関官署の開庁時間（税関官署において事務を取り扱う時間として当該税関官署の事務の種類その他の事情を勘案して税関長が定めて公示した時間）に拡大することとした。

（注1）税関の執務時間

月曜日から金曜日までの08:30～17:00

（注2）臨時開庁手数料

・17:00～22:00、05:00～08:30

→4,100円/h

（土曜、日曜及び休日は08:30～17:00にあっても4,100円/hが必要である。）

・22:00～05:00

→4,550円/h

② 開庁時間外の通関体制の整備

イ 経緯と体制整備

港湾の24時間フルオープン化に向けた取組が進展する中で、平成14年度以降、その実現に向けた官民の関係者による取組の推進が閣議決定等においても一層求められていた状況であったことから、港湾の24時間フルオープン化に向けた動きに対する上での問題点等を把握することを目的として、全国の主要港湾のコンテナ貨物取扱実績が多い6税関7官署において、税関の執務時間外に職員を常駐させる通関体制の試行を平成14年10月15日から平成15年6月30日までの間実施した。

この試行の結果、執務時間外にコンテナ貨物等の通関需要があること、コンテナターミナルゲートのオープン時間が延長されたこと等港湾の24時間フルオープン化へ向け官民の関係者が前向きに取り組んでいることが明らかとなったこと、また、構造改革特別区域に所在する通関官署においては、臨時開庁承認申請が見込まれる時間帯に職員を配置することとなっていることから、平成15年7月1日より全国の主要港湾を中心として7税関14官署において一定の時間帯に職員を常駐させる税関の執務時間外における通関体制を整備し、これを実施することとした。

ロ 執務時間外の通関体制の見直し

執務時間外の通関体制については、平成16年9月に構造改革特別区域推進本部が「特区において講じられた規制の特例措置の評価及び今後の政府の方針」を決定し、その決定に基づき、①全国すべての港湾・空港が所在する官署の1年間の臨時開庁承認件数、②直近（平成15年10月から12月）の時間帯（平日夜間、土曜日、日曜日及び休日）別の臨時開庁承認件数と近い将来の通関需要の見込みを踏まえ、全国展開することとされた。

この構造改革特別区域推進本部の決定した基準の下、臨時開庁承認件数等の執務時間外における通関需要の見極め調査（平成17年10月～平成18年3月）を行い、平成18年7月1日に執務時間外の通関体制を一部見直した。更に平成20年4月1日には、前述の通り、臨時開庁に係る手続が不要となる時間を税関の執務時間から税関官署の開庁時間に拡大することとした。

また、NACCSを使用して行われる輸出入申告のうち、簡易審査扱い（区分1）とされるものについては、税関職員による書類審査又は検査が不要であることから、開庁時間外においても開庁時

間外執務の要請に係る届出をNACCSにより受理するとともに輸出入の許可通知を行うこととした。この場合において、審査区分が書類審査扱い（区分2）又は検査扱い（区分3）とされるものについては、審査区分の通知は開庁時間外に行うものの、審査又は検査については翌開庁日の開庁時間内に行われることとなる。（平成26年10月1日より実施）

(7) 輸入通関手続の改善に伴う効果

輸入通関手続の一層の迅速化を図るために必要な改善措置を講じていくうえでの参考とするために、輸入通関手続の所要時間調査を実施しており、これまで平成3年以降、概ね3年ごとに計13回実施している。

第13回の調査（令和6年3月）では、通関所要時間（税関への輸入申告から輸入許可までの所要時間）の平均は、海上貨物では1.6時間と前回調査に比べて0.5時間短縮し（注1）、航空貨物では0.3時間と前回調査並みの結果となっている。また、AEO制度を利用して輸入申告された貨物の場合では、通関所要時間は海上貨物では0.0時間、航空貨物で0.0時間と、前回調査並みの所要時間となっている。

平成29年10月より実施した、輸出入申告官署の自由化を利用して輸入申告した貨物の通関所要時間は、海上貨物で1.2時間、航空貨物で0.2時間となっている。

なお、船舶・航空機が入港してから輸入許可されるまでの総所要時間の平均は、海上貨物では93.7時間（注2）、航空貨物では23.3時間となっている。

（注1）海上貨物の通関所要時間

輸入通関手続の平均所要時間は、所要時間が比較的短い傾向にある小口貨物を除くと1.6時間と前回調査に比べ0.5時間短縮、小口貨物を含めた全体では1.0時間となっている。本調査における小口貨物とは、通関貨物、少額貨物（課税価格1万円以下）に係る免税制度の対象貨物、他法令の証明・確認を要しない貨物など、通関手続の所要時間が比較的短い傾向のある貨物を指しているが、小口貨物を除いた時間については、小口貨物と判別できた貨物を除外した平均所要時間であって、小口貨物の影響を完全に除外した平均所要時間ではない点、注意を要する。

（注2）海上貨物の総所要時間

船舶が入港してから輸入許可されるまでの総所要時間の平均は、小口貨物を除くと54.3時間、小口貨物を含めた全体では93.7時間となっている。

(8) ロシア等に対する輸出入禁止の措置

① 概要

我が国は、2022年2月下旬に開始されたロシアによるウクライナに対する侵略行為を受け、ウクライナをめぐる現下の国際情勢を踏まえ、問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、外国為替及び外国貿易法によりロシア等への輸出入禁止の措置を講じている。当該措置は、ロシア、当該侵略行動を支援したベラルーシ、ロシアが一方向的に「独立」を承認するなどしたウクライナ東部のドネツク州及びルハンスク州の一部領域である「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）等に対する制裁措置の一環として実施されているものである。

② 外国為替及び外国貿易法による輸出入禁止の措置

ロシアやベラルーシの軍事関連団体に対する輸出入禁止措置や、ロシアに対する奢侈品、半導体、量子コンピューター、貨物自動車、無人航空機及び乗用自動車等の輸出入禁止措置、アルコール飲料、木材、機械類・電気機械及び貴金属、並びに上限価格を超える価格で取引される原油及び石油製品、非工業用ダイヤモンド等の輸出入禁止措置を2022年2月下旬より順次実施している。

③ 税関における対応

税関では、輸出又は輸入される貨物に対する厳正な審査及び検査を実施し、関税法第70条の規定に基づき、経済産業大臣を始めとする関係省庁とも連携しつつ、外国為替及び外国貿易法によるロシア等への輸出入禁止の措置の対象となる貨物に該当するか否かについての確認を行うなど、当該措置の実効性の確保に努めている。

(9) 知的財産侵害物品の水際規制

① 概要

関税法第69条の11第1項第9号、9号の2又は第10号の規定により、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品及び形態模倣品、営業秘密侵害品、技術的制限手段無効化装置等の不正競争防止法違反物品（以下「知的財産侵害物品」という。）は、麻薬、覚醒剤、拳銃、偽造貨

幣等と並んで輸入してはならない貨物とされている。また、回路配置利用権侵害物品を除く知的財産侵害物品は、同法第69条の2第1項第3号又は第4号の規定により、輸出してはならない貨物とされている。さらに、輸出してはならない知的財産侵害物品と同様の貨物は、同法第30条第2項及び第65条の3の規定により、保税地域に置くことや保税運送が禁止され、我が国を経由して第三国へ輸送（通過貨物）される知的財産侵害物品についても取締りの対象となっている。

近年、知的財産侵害物品の税関による水際取締りに対する内外の期待は非常に高まっており、より効果的な取締りが実施できるよう制度改正を重ねているところである。

② 経緯

我が国は、内閣に設置された知的財産戦略本部を中心に、政府一体となって知的財産の創造・保護・活用を進めている。税関を所掌する財務省においても、知的財産侵害物品の水際取締りに関する制度改正を行うなど、知的財産保護の強化に積極的に取り組んでいる。

近年の知的財産侵害物品の水際取締りについての動きを見ると次のとおりである。

平成14年2月、我が国産業の国際競争力の強化、経済の活性化の観点から知的財産の重要性が高まっているとの認識の下で、内閣総理大臣、関係国務大臣及び有識者により構成される知的財産戦略会議の開催が決定され、同年7月の第5回知的財産戦略会議において、「知的財産立国」実現に向けた政府の基本的な構想である「知的財産戦略大綱」が決定された。平成15年度の関税改正においては、この知的財産戦略大綱を踏まえ、特許権侵害物品等の輸入差止申立ての対象への追加等を内容とする関税定率法等の改正が行われた。

平成15年3月には知的財産基本法が施行されるとともに、同法に基づき内閣総理大臣を本部長とする「知的財産戦略本部」が設置され、同年7月には同本部により「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」（知的財産推進計画）が決定された（以降、知的財産推進計画は毎年改訂版が決定されている）。その後も、この知的財産推進計画を踏まえ、平成16年度関税改正においては、認定手続開始時に権利者及び輸入者双方に対してそれぞれの名称・住所を通知すること等を内容とする関税定率法等の改正が行われ、平成17年度関税改正においては、形態模倣品等の不正競争防止法違反物品の輸入禁制品への追加等のための

関税定率法等の改正が行われた。

平成18年度関税改正においては、税関が必要に応じ外部の有識者に意見を聴く仕組みの導入及び知的財産を侵害する物品の輸出取締り導入のための関税法等の改正が行われ、平成19年度関税改正においては、認定手続における簡素化手続が導入された。平成20年度関税改正においては、我が国を経由して第三国へ輸送（通過貨物）される知的財産侵害物品についても取締りの対象とされた。平成22年度関税改正においては、水際取締り強化のための罰則水準の見直しが行われた。平成23年度関税改正においては、技術的制限手段無効化装置が、平成28年度関税改正においては、営業秘密侵害品が、それぞれ輸出入してはならない貨物に追加された。

令和3年5月の商標法及び意匠法の改正により、海外の事業者が模倣品を郵送等により国内に持ち込む行為について権利侵害行為となることが明確化されたことを受けて、令和4年度関税改正においては、改正商標法及び意匠法の施行と同時に、当該侵害行為に係る物品に対して税関による水際取締りを実施できるよう、当該侵害行為に係る物品を関税法の「輸入してはならない貨物」に追加する等の措置がなされた。これら改正法は令和4年10月に施行され、いわゆる個人使用目的で輸入される模倣品であっても、海外の仕出人に事業性が認められれば、商標権等を侵害する物品として、税関で差し止めることが可能となった。

令和5年度関税改正においては、権利者の事務負担軽減等の観点から、認定手続における簡素化手続の対象に特許権・実用新案権・意匠権・保護対象営業秘密が追加され、令和5年10月に施行された。

③ 水際取締りの現状

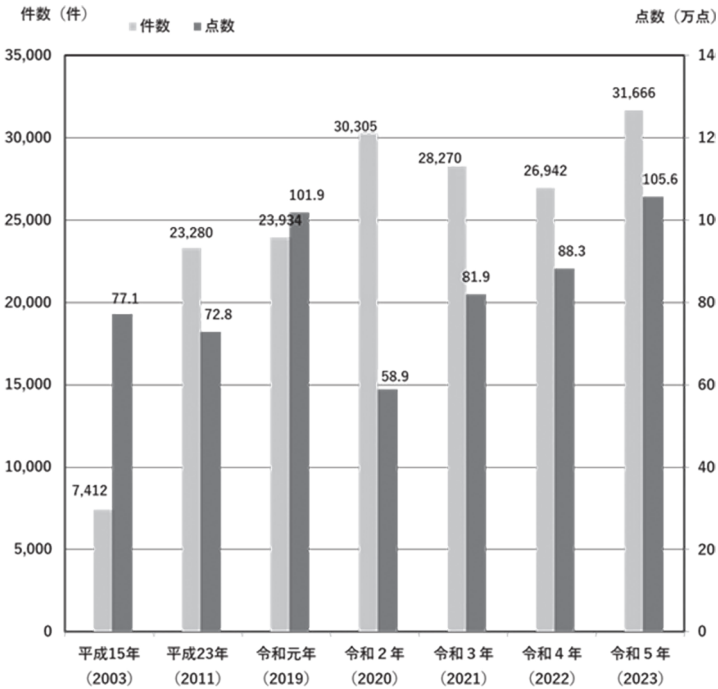
イ（総論）輸入差止件数が3年ぶりに3万件超え（図1）

令和5年の税関における知的財産侵害物品の輸入差止件数は31,666件（前年比17.5%増）で、3年ぶりに3万件を超えた。輸入差止点数は1,056,245点（前年比19.7%増）であった。税関においては、1日平均で86件、2,893点の知的財産侵害物品の輸入を差し止めていることになる。

ロ（仕出国・地域別）中国来の輸入差止件数が引き続き最多（図2）

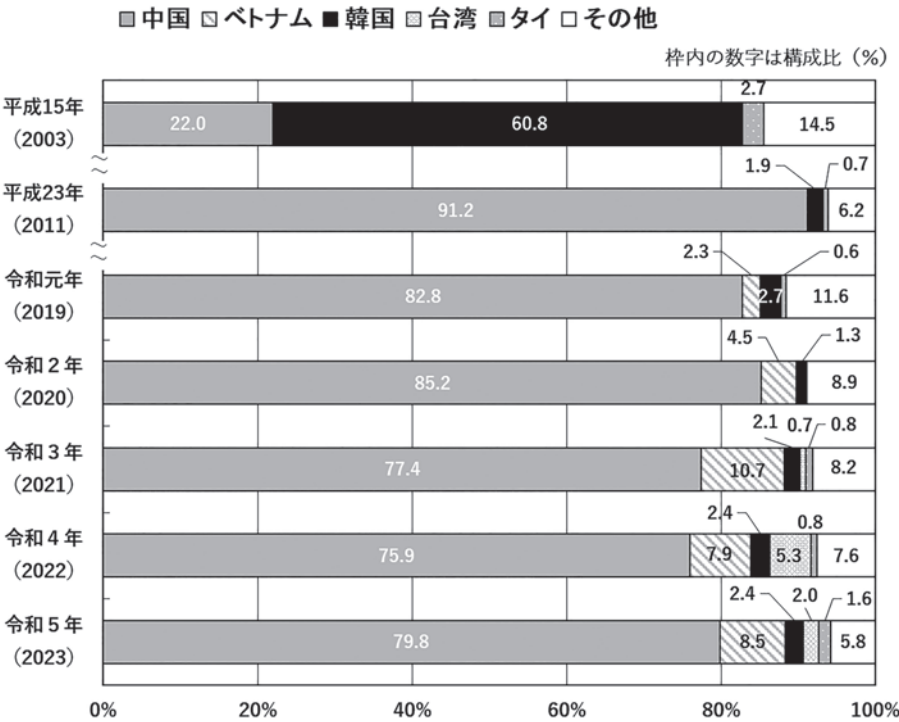
仕出国（地域）別の輸入差止件数は、中国を仕出しとするものが25,271件（構成比79.8%、

図1 知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移



(注)「輸入差止件数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告又は郵便物の数。
「輸入差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品の数。
例えば、1件の輸入申告又は郵便物に、20点の知的財産侵害物品が含まれていた場合は、「1件20点」として計上している。

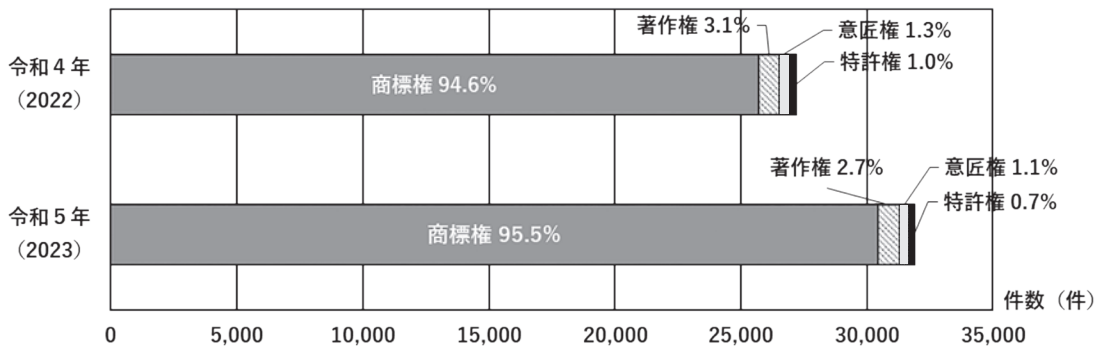
図2 仕出国（地域）別輸入差止件数（構成比）の推移



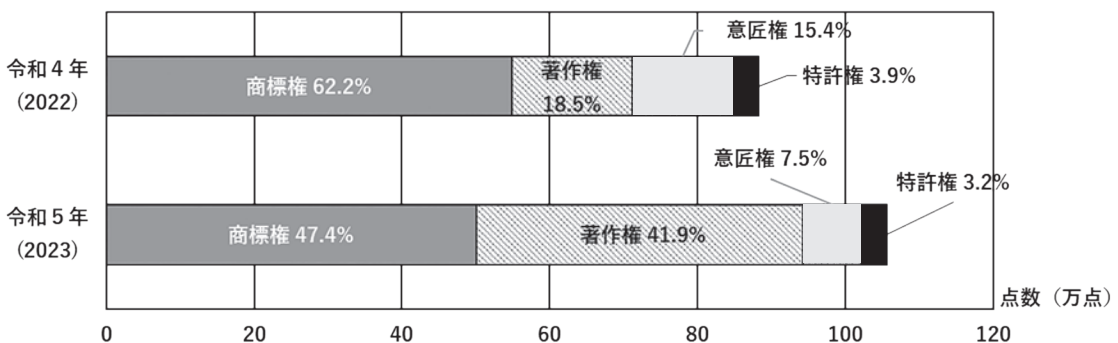
(注1) 構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合がある。
(注2) ベトナム及び台湾を仕出しとするものについて、0.5%未満の年は「その他」に含めている。

図3 知的財産別輸入差止実績

知的財産別輸入差止実績（構成比）の推移（件数ベース）



知的財産別輸入差止実績（構成比）の推移（点数ベース）



（注）構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合がある。

前年比23.5%増）で、引き続き高水準で推移している。次いでベトナムが2,690件（同8.5%，同26.0%増），韓国が751件（同2.4%，同15.7%増），台湾が630件（同2.0%，同55.9%減）であった。輸入差止点数は，中国を仕出しとするものが921,579点（構成比87.3%，前年比37.3%増）であり，次いでベトナムが66,487点（同6.3%，同5.8%減），香港が27,720点（同2.6%，同56.8%減），韓国が20,235点（同1.9%，同33.8%減）であった。件数，点数ともに中国を仕出しとするものの構成比が依然として高くなっているほか，ベトナムを仕出しとするものの構成比が，件数・点数ともに中国に次いで高くなっている。

ハ（知的財産別）商標権侵害物品の輸入差止件数が引き続き高水準（図3）

知的財産別の輸入差止件数は，偽ブランド品などの商標権侵害物品が30,448件（構成比95.5%，前年比18.5%増）で，引き続き全体の大半を占め，次いで偽キャラクターグッズなどの著作権侵害物品が863件（同2.7%，同2.6%増）であった。輸入差止点数は，商標権侵害物品が500,824点（構成比47.4%，前年比8.8%減）

で，次いで加熱式たばこ用カートリッジなどの意匠権侵害物品が442,073点（同41.9%，同224.7%増）であった。

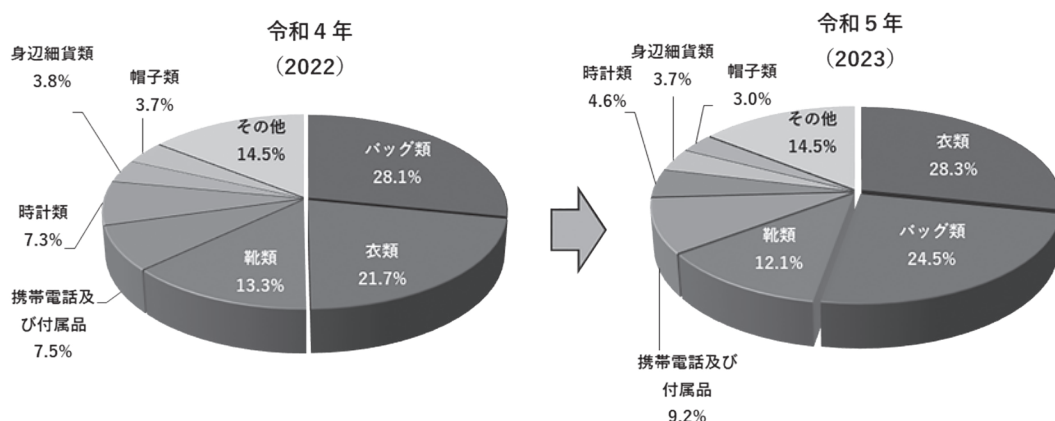
ニ（品目別）健康や安全を脅かす危険性のある知的財産侵害物品の輸入差止めが継続（図4）

品目別の輸入差止件数は，衣類が10,401件（構成比28.3%，前年比49.4%増）と最も多く，次いで財布やハンドバッグなどのバッグ類が9,028件（同24.5%，同0.2%減），靴類が4,448件（同12.1%，同4.0%増），携帯電話及び付属品が3,373件（同9.2%，同39.8%増）であった。輸入差止点数は，煙草及び喫煙用具が317,764点（構成比30.1%，前年比約5倍）と最も多く，次いで医薬品が118,190点（同11.2%，同20.4%減），衣類が84,403点（同8.0%，同10.7%増），イヤホンなどの電気製品が68,976点（同6.5%，同29.7%減）であった。

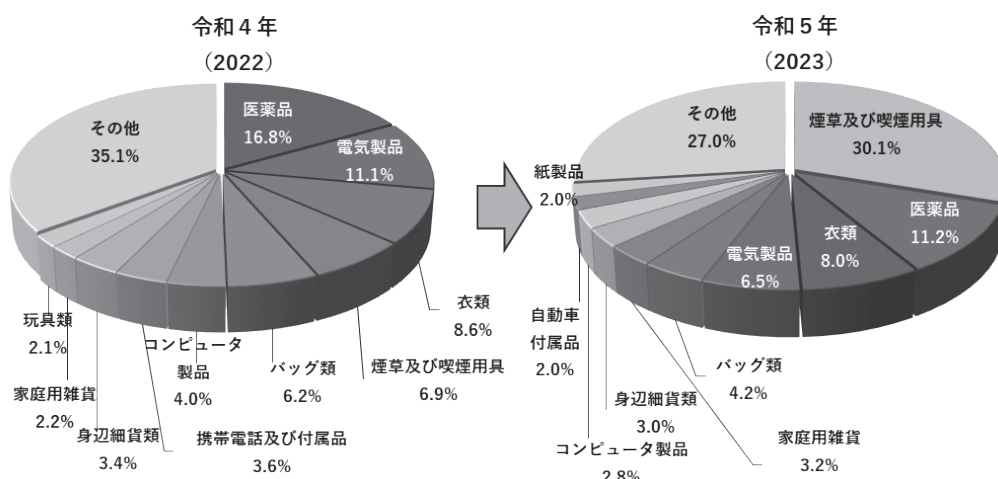
使用または摂取することにより健康や安全を脅かす危険性のある，煙草及び喫煙用具，医薬品，浄水器用カートリッジなどの家庭用雑貨，電気製品などの輸入差止めが続いている。

図4 品目別輸入差止実績

品目別輸入差止実績（構成比）の推移（件数ベース）



品目別輸入差止実績（構成比）の推移（点数ベース）



(注) 構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合がある。

④ 水際取締り手続の概要

イ 輸入差止申立て及び輸入差止情報提供

輸入差止申立ては、権利者が税関長に対し、自己の権利を侵害すると認める貨物が輸入されようとするときは、認定手続を執るよう申し立てるものであり、申立人は侵害の事実を疎明するに足る証拠を提出する必要がある。この輸入差止申立ての対象となっているのは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権又は育成者権を侵害する物品及び形態模倣品、営業秘密侵害品、技術的制限手段無効化装置等の不正競争防止法違反物品である。なお、不正競争防止法違反物品に係る輸入差止申立てに際しては、経済産業大臣の意見書（営業秘密侵害品以外の場合）又は認定書（営業秘密侵害品の場合）の交付を受け、提出することも

必要である。また、回路配置利用権は輸入差止情報提供の対象であり、その具体的な手続は輸入差止申立てに準ずるものである。

ロ 認定手続

税関長は、輸入されようとする貨物のうちに知的財産侵害物品の疑いがある貨物（侵害疑義物品）を発見した場合には、輸入者及び権利者に対して認定手続を開始する旨を通知するとともに、これに併せて、輸入者には権利者の、権利者には輸入者・仕出人の氏名又は名称及び住所を通知する。さらに、輸入申告書等税関に提出された書類又は当該侵害疑義物品における表示から、当該侵害疑義物品の生産者の氏名若しくは名称又は住所が明らかである場合は、当該情報も権利者に通知する。

税関長は、輸入者及び権利者に対し、上記認

定手続が執られた貨物（疑義貨物）に係る侵害の該否についての証拠の提出や意見の陳述を求め、これらの証拠等に基づき、認定手続の開始から1ヶ月以内を目途に侵害の該否を認定することとしている。認定手続の結果、当該疑義貨物が知的財産侵害物品に該当するか否かを認定した場合には、税関長は輸入者及び権利者に対し、その旨及びその理由を通知する。税関長が侵害の認定を行った場合、輸入者は、廃棄等の自発的処理を行うことができる。自発的処理が行われない場合には、税関長は、当該侵害物品を没収して廃棄することとなる。

疑義貨物について輸入者又は申立人が点検をする場合には、税関職員の立会いのもと実施することとしている。外観等の点検だけでは侵害の有無を確認することが困難な場合には、申立人は疑義貨物の見本の検査（分解検査を含む。）を申請することができる。また、税関長は、疑義貨物が侵害物品に該当しないと認めた場合に見本に生じ得る損害の賠償を担保するため、申立人に相当と認める額の金銭の供託を命ずることができる。

ハ 認定手続における簡素化手続

当初の制度においては、税関が知的財産侵害疑義物品を発見した場合、権利者及び輸入者に証拠・意見を求めた上、税関が侵害の該否を認定することとしていた。しかしながら、この認定手続の実態を見ると、輸入者からは証拠・意見が出されない場合が多い一方、権利者に対しては疑義貨物が少量であってもそれを点検の上、証拠の提出や意見の陳述を求めており、人的・経済的負担が生じていた。このような状況を背景に、輸入差止申立てが受理された商標権等を侵害するおそれのある物品に係る認定手続において、一定期間内に輸入者が何ら意思を示さない場合は、権利者からの証拠の提出や意見の陳述を不要とし、速やかに没収・廃棄ができる簡素化手続を導入するため、関税法施行令を改正し、平成19年6月1日から施行している。

なお、特許権、実用新案権、意匠権及び保護対象営業秘密については簡素化手続の対象とされていなかったが、令和5年度関税改正においてこれらの権利についても簡素化手続の対象に追加され、本改正は令和5年10月1日から施行された。

ニ 特許庁長官への意見照会制度

特許権、実用新案権若しくは意匠権の権利者

又は輸入者は、税関長に対し、疑義貨物が当該権利者の権利の技術的な範囲等に属するか否かについて、税関長が特許庁長官の意見を聴くことを求めることができる。特許庁長官は、税関長から意見を求められたとき、30日以内に書面により意見を述べなければならない。なお、税関長自らが特許庁長官に対し、意見を求めることも可能である。

ホ 農林水産大臣への意見照会制度

育成者権に関し認定手続が執られた場合において、その侵害の該否を認定するために必要があるときは、税関長は農林水産大臣に対し、認定のための参考となるべき意見を求めることができる。農林水産大臣は、税関長から意見を求められたときは、30日以内に書面により意見を述べなければならない。

ヘ 経済産業大臣への意見照会制度

(i) 営業秘密侵害品

不正競争差止請求権者（営業秘密侵害品に係る者に限る。）又は輸入者は、税関長に対し、疑義貨物が不正競争防止法第2条第1項第10号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かについて、経済産業大臣の意見を聴くことを求めることができる。経済産業大臣は、税関長から意見を求められたときは、30日以内に書面により意見を述べなければならない。なお、税関長自らが経済産業大臣に対し、意見を求めることも可能である。

(ii) 営業秘密侵害品以外の不正競争防止法違反物品（形態模倣品、技術的制限手段無効化装置等）

侵害の該否を認定するために必要があるときは、税関長は経済産業大臣に対し、認定のための参考となるべき意見を求めることができる。経済産業大臣は、税関長から意見を求められたときは、30日以内に書面により意見を述べなければならない。

ト 専門委員への意見照会制度

(i) 輸入差止申立てにおける専門委員への意見照会

税関長は、輸入差止申立てがあった場合において必要があると認めるときは、知的財産権に関し学識経験を有する者であってその申立てに係る事案の当事者と特別の利害関係を有しないものを専門委員として委嘱し、当該専門委員に対し、侵害の事実を

疎明するに足りると認められるか否かについて意見を求めることができる。ただし、不正競争防止法違反物品については、申立ての対象となる表示等が周知であること等について経済産業大臣の意見書又は認定書が提出されることから、この意見書又は認定書に記載される事項については、重複して専門委員の意見を聴くことはできないこととされている。

(ii) 認定手続における専門委員への意見照会

税関長は、疑義貨物について、その侵害の該否を認定するため必要があると認めるときは、知的財産権に関し学識経験を有する者であってその認定手続に係る事案の当事者と特別の利害関係を有しないものを専門委員として委嘱し、当該専門委員に対し、当該認定のための参考となるべき意見を求めることができる。ただし、特許権、実用新案権又は意匠権に係る疑義貨物についての技術的範囲等については特許庁長官への意見照会が可能であり、また、育成者権又は不正競争防止法に係る疑義貨物については、侵害の該否に関し、それぞれ農林水産大臣又は経済産業大臣への意見照会が可能であり、重複して専門委員の意見を聴くことはできない。

チ 通関解放制度

特許権者、実用新案権者、意匠権者又は不正競争差止請求権者（営業秘密侵害品に係る者に限る。）の輸入差止申立てに係る疑義貨物について、一定の期間が経過しても税関長が侵害の該否の認定を行わないときは、輸入者は、税関長に対し、認定手続の取りやめを求めることができる。この場合、税関長は、当該疑義貨物が輸入されることにより権利者が被るおそれがある損害の賠償を担保するため、輸入者に対し、期限を定めて、相当と認める額の金銭の供託を命ずることとなる。供託を命ずる額は、ライセンス料又は輸入者が当該疑義貨物の販売により得ると考えられる利益額となる。

3. 通関関連業務の電算化・電子化について

(1) はじめに

経済のグローバル化、ネットワーク化が急速に

進み、貨物の輸出入に係る取引形態が複雑化した現代においては、通関業務の電算化・電子化といった行政運営の効率化や利便性の高い電子行政サービスが求められている。

一方、安全・安心な社会を実現するため、水際における薬物、銃砲等の社会悪物品、知的財産侵害物品やテロ関連物品の取締り強化とともに、適正な関税等の徴収が求められている。

このような状況の中、税関においては、NACCSにより輸出入申告等を処理するとともに、CISを活用し、適正かつ迅速な通関を実現し、物流の円滑化等に貢献している。

(2) NACCS

NACCSは、税関手続全般に加え、輸出入に関連する食品衛生手続、動植物検疫手続、貿易管理手続及び港湾・空港に関連する入出港手続等の官業務並びに輸送、保管等の輸出入に関連する民間業務を電子的に処理する官民共用システムであり、年間365日24時間稼働している。また、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社がNACCSの運営・管理を行っている。現在、NACCSには、税関その他の関係行政機関の他、航空会社、船会社、船舶代理店、航空貨物代理店、混載業者、NVOCC^(注)、保税蔵置業者（CY）、海貨業者、通関業者、機用品業者、損害保険会社及び輸出入者が参加し、輸出入申告の約99.9%を電子的に処理している。

平成29年10月から第6次NACCSが稼働中であるが、令和7年10月に第7次NACCS更改が予定されており、急増する輸入貨物への対応のための輸入申告項目の追加や海上小口貨物における簡易通関の導入等の輸入手続に関連する機能追加等が行われる。

(3) システムの最適化

NACCSは、「税関業務（輸出入及び港湾・空港手続関係業務）の業務・システム最適化計画」（平成18年3月28日財務省行政情報化推進委員会決定）に基づき、我が国の国際物流の一層の効率化、円滑化及び利用者の利便性の向上、コストの削減を図るため、平成20年10月のSea-NACCSの更改並びに平成22年2月のAir-NACCSの更改及びSea-NACCSとの統合により、港湾・空港における国際物流の基幹システムとしての機能の充実・強化が図られてきた。

(注) NVOCC (Non Vessel Operating Common Carrier)

自らは船舶などの輸送手段を保有せず、運送業者として輸出入者から貨物を引き受け、船会社を利用して海上運送を行う者。

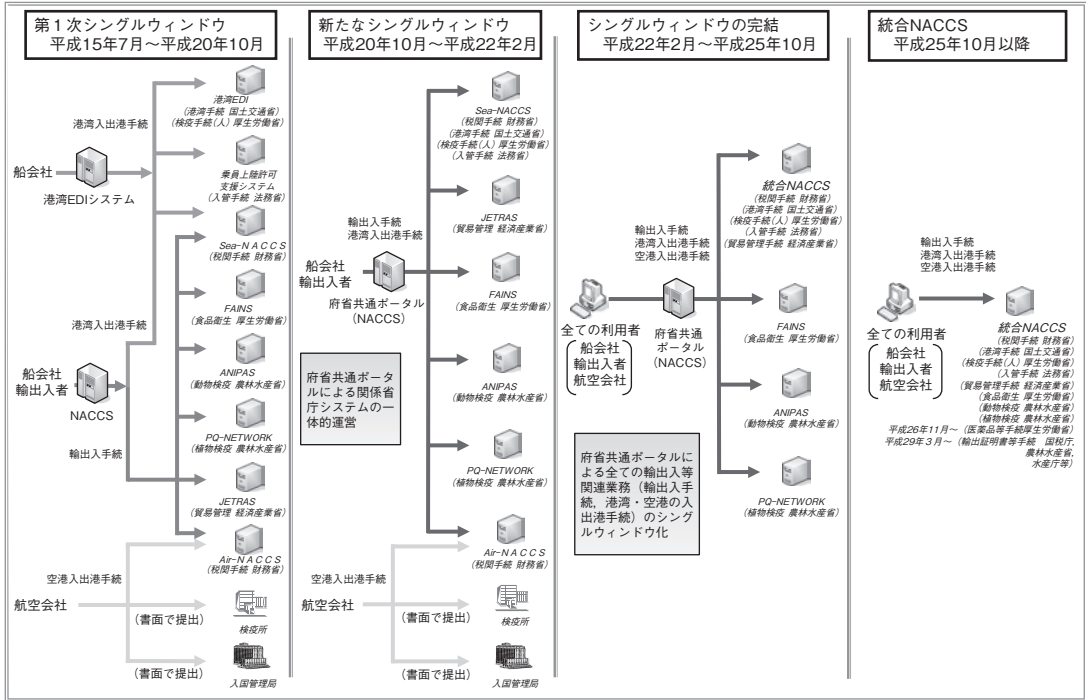
続機能をそれぞれNACCSに追加した。

(6) 通関関係書類の電子化・ペーパーレス化への対応

貿易関連手続の電子化・ペーパーレス化の推進及びリードタイム短縮・コスト削減の観点から、

平成25年10月より、これまで書面により提出を求めていた通関関係書類について、NACCSを利用したPDF等の電磁的記録による提出を可能とした。

(図2) シングルウィンドウの推進



(図3) 関連府省システムのNACCSへの統合

年	2007	2008～	2010～	2013～	2014～	2017～	2025～	
Sea-NACCS (財務省)	Sea-NACCS (～2008年10月)	更改Sea-NACCS 稼働 (2008年10月～)	統合NACCS稼働 (Air/Seaを統合) (2010年2月～)					
港湾EDI (国交省)	港湾EDI (～2008年10月)							
乗員上陸許可支援 システム(法務省)	乗員上陸許可支援 システム (～2008年10月)							
Air-NACCS (財務省)	Air-NACCS(～2010年2月)							
貿易管理オープン ネットワークシステム (JETRAS)(経産省)	JETRAS (～2010年2月)							
動物検疫検査手続 電算処理システム (ANIPAS)(農水省)	ANIPAS (～2008年10月)	更改ANIPAS稼働 (2008年10月～)				NACCSとの統合 (2013年10月～)	第6次 (更改) NACCS稼働 (2017年10月～)	第7次 (更改) NACCS稼働 (2025年10月～)
植物検疫検査手続 電算処理システム (PQ-NETWORK)(農水省)	PQ-NETWORK (～2008年10月)	更改PQ-NETWORK稼働 (2008年10月～)						
輸入食品監視 支援システム(FAINS) (厚労省)	FAINS (～2010年2月)		更改FAINS稼働 (2010年2月～)					
医薬品等輸出入手続 (厚労省)						稼働 (2014年11月～)		
輸出証明書等手続 (農水省, 国税庁, 水産庁等)						稼働 (2017年3月～)		

第4. 密輸動向及び事後調査事務の概要

1. 情報の収集・分析・活用の強化

全国9税関においては、情報管理室（官）が各々設置され、情報の一元化及び機能強化を図っている。

全国的には、情報センター（税関情報監理官、総括情報管理官、経済安全保障情報分析センター室、国際情報センター室及び情報分析室（注1））において、全国9税関が収集した情報を管理・分析し、不正薬物、銃器をはじめ、金地金、知的財産侵害物品及びテロ関連物資等の水際取締り並びに輸出入貨物等の審査・検査のための選定及び参考となる各種情報の発出を行うとともに、海外の税関当局等との間で積極的に情報交換を行っている。

（注1）平成18年7月、各税関の監視部、業務部にあった情報関係部門を調査部に集約し、監視取締り及び通関審査を支援する情報の分析・管理機能やシステム管理機能等を一元化するため税関情報監理官が設置され、平成20年7月には、情報分析機能の強化を目的として、国際情報センター室、総括密輸情報調査官、総括貨物情報管理官を統合し、総括情報管理官が設置された。平成29年7月には、情報分析室が設置され、併せて、センター機能の整理が行われた。これらにより、監視・業務・調査等の関係部署間の連携が一層促進されている。また、令和5年7月からは、経済安全保障情報分析センター室を設置し、体制強化を図った。

関税局においては、情報センターが海外の税関当局等と、より一層円滑に情報交換を行うため、諸外国・地域との間で税関相互支援協定等を締結する取組みを積極的に進めており、これまでに41ヶ国・地域との間で政府間協定、税関当局間取決め等の締結に至っている（「Ⅱ第3.2(3)税関相互支援協定等の現状」参照）。また、WCO（世界税関機構）及びRILO AP（アジア・大洋州地域情報連絡事務所（注2））の活動へ積極的に参加し、情報収集の拠点となる国・地域に職員を派遣する等、情報交換のための国際的なネットワーク作りに努めている。

（注2）RILO AP（Regional Intelligence Liaison Office Asia Pacific：アジア・大洋州地域情

報連絡事務所）とは、同地域における税関当局間の密輸情報交換を一層効率化・円滑化するために設置されたWCOの地域情報連絡事務所。2024年1月より、東京に事務所が設置されている。

2. 政府全体としての不正薬物・銃器対策への取組

覚醒剤等の不正薬物及び銃器の取締りに関しては、関係行政機関相互間の緊密な連携を確保するとともに、不正薬物・銃器に対する強力な取締り、国民の理解と協力を求めるための広報啓発その他総合的かつ積極的な施策を推進するため、犯罪対策閣僚会議の下において、厚生労働大臣及び国家公安委員長をそれぞれ議長とし、関係閣僚等を構成員とする「薬物乱用対策推進会議」及び「銃器対策推進会議」を随時開催し、政府全体として、不正薬物・銃器対策の強化に努めている。

このうち、薬物乱用対策については、引き続き政府を挙げた総合的な対策の推進により、薬物乱用の根絶を図るため、令和5年8月に「第六次薬物乱用防止五か年戦略」が決定され、次の戦略決定までの期間についてはフォローアップを行うこととしている。

また、銃器対策については、これまでは単年度で「銃器対策推進計画」を決定し、銃器摘発体制の強化と取締機関の連携の緊密化等の各種施策を推進していたが、中長期的視点で目標を設定し、施策の進捗状況を確認しながら取り組むことが適当であること等を踏まえ、令和元年7月の銃器対策推進会議において「銃器対策推進5か年計画」を決定し、上記の薬物乱用対策同様に、次の計画決定までの期間についてはフォローアップを行うこととしている。

3. 不正薬物の密輸動向

(1) 不正薬物全体の密輸動向

令和5年における不正薬物^{※1}全体の摘発件数は815件（前年比22%減）、押収量^{※2,3}は約2,406kg（同79%増）となり、押収量は8年連続で1トンを超え、依然深刻な状況となっている。

※1 覚醒剤、大麻、あへん、麻薬（ヘロイン、コカイン、MDMA等）、向精神薬及び指定薬物をいう。

※2 錠剤型薬物を除く。

※3 重量等未確定の場合には含まれないものがある。以下、個々の押収量についても同様。

表1 社会悪物品の摘発実績（過去5年間）

種類		年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	前年比
覚醒剤	件		425	72	95	301	296	98%
	kg		2,587	811	1,014	665	1,978	297%
大 麻	件		242	204	199	138	132	96%
	kg		82	126	153	473	142	30%
大麻草	件		110	86	94	57	76	133%
	kg		61	49	22	315	74	23%
大麻樹脂等	件		132	118	105	81	56	69%
	kg		21	76	132	157	68	43%
あへん	件		—	—	1	—	—	—
	kg		—	—	4	—	—	—
麻 薬	件		209	167	233	237	234	99%
	kg		656	822	61	188	276	147%
	千錠		61	90	133	82	36	45%
ヘロイン	件		5	2	—	—	—	—
	kg		17	0	—	—	—	—
コカイン	件		52	27	34	28	67	239%
	kg		638	820	14	49	103	212%
MDMA等	件		67	74	81	98	60	61%
	kg		0	2	30	94	109	117%
	千錠		61	90	130	81	36	45%
その他麻薬	件		85	64	118	111	107	96%
	kg		0	1	16	46	63	138%
	千錠		0	0	3	0	0	20%
向精神薬	件		6	2	6	16	10	63%
	kg		—	—	0	0	0	1%
	千錠		0	1	1	2	1	34%
指定薬物	件		165	300	302	354	143	40%
	kg		14	169	19	19	11	55%
合 計	件		1,047	745	836	1,046	815	78%
	kg		3,339	1,928	1,251	1,346	2,406	179%
	千錠		61	91	134	84	37	44%
(参考) 使用回数	万回		10,957	5,530	3,577	2,608	7,024	269%

銃 砲	件		—	3	1	6	1	17%
	丁		—	3	1	7	1	14%
うち拳銃	件		—	3	1	6	1	17%
	丁		—	3	1	7	1	14%
拳銃部品	件		—	—	1	2	1	50%
	点		—	—	1	4	1	25%

(注) 1. 令和元年は、平成31年1月から令和元年12月を示す。以下同じ。
2. 税関が摘発した密輸事件のほか、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。
3. 覚醒剤は、覚醒剤及び覚醒剤原料の合計を示す。
4. 大麻樹脂等は、大麻樹脂のほか、大麻リキッド・大麻菓子等の大麻製品の合計を示す。
5. MDMA等は、MDMA、MDA及びMDEの合計を示す。
6. その他麻薬には、ケタミン・LSD等が含まれる。
7. (参考) 使用回数は、以下の不正薬物について、乱用者の通常の一回分使用量をもとに換算し、合計したものである。
(覚醒剤：0.03 g、大麻草：0.5 g、大麻樹脂：0.1 g、あへん：0.3 g、ヘロイン：0.01 g、コカイン：0.03 g、MDMA等及び向精神薬：1 錠)
8. 端数処理のため数値が合わないことがある。
9. 数量の表記について、「0」とは500 gまたは500錠未満の場合を示し、「—」とは全く無い場合を示す。
10. 令和5年の数値は速報値である。

摘発件数を密輸形態別にみると、航空機旅客^{※4}による密輸は262件（同約2.8倍）、国際郵便物による密輸は385件（同47%減）、航空貨物^{※5}による密輸は155件（同24%減）、海上貨物^{※5}による密輸は9件（同47%減）、船員等^{※6}による密輸は4件（同33%増）となった。

航空機旅客による密輸が増加した背景としては、新型コロナウイルス感染症による水際措置が見直されたことで入国旅客が増加したことが影響

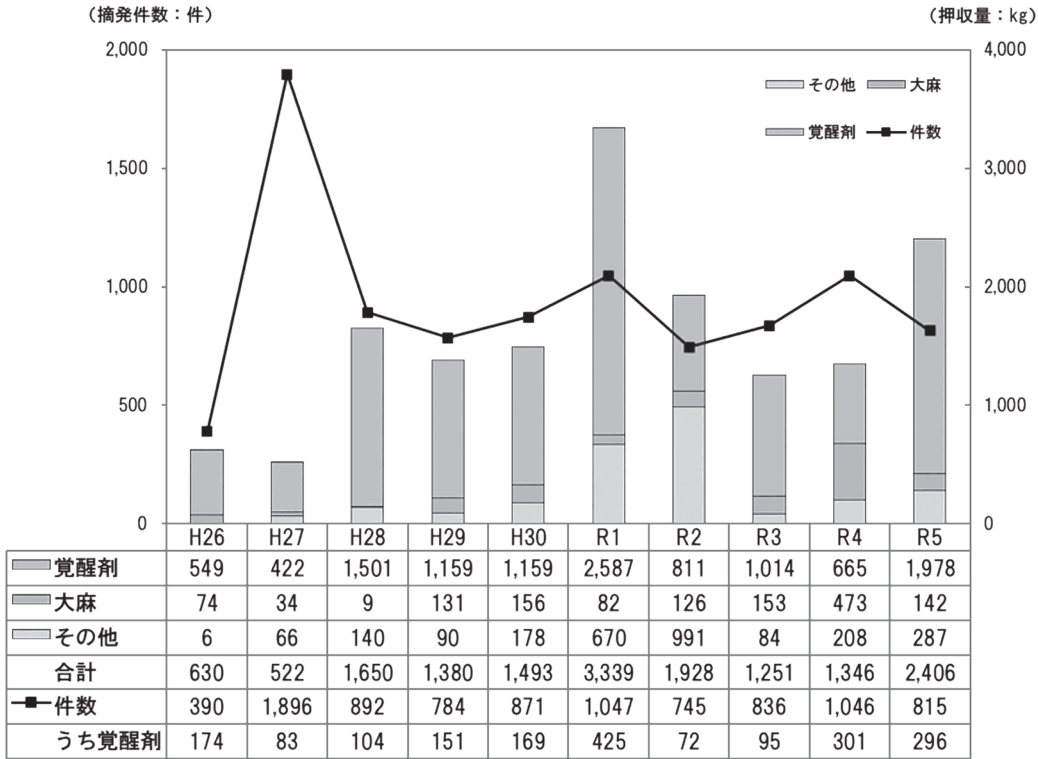
しているものと考えられる。

※4 航空機旅客には、航空機乗組員を含む。
※5 航空貨物、海上貨物には、別送品を含む。
※6 船員等には、洋上取引、船舶旅客等を含む。

(2) 覚醒剤の密輸動向

覚醒剤の摘発件数は、296件（前年比2%減）、押収量は約1,978kg（同約3倍）となった。これは薬物乱用者の通常使用量で約6,593万回分、末端価格にして約1,226億円に相当するものであり、

表2 不正薬物の摘発件数と押収量の推移



(注) その他とは、あへん、麻薬（ヘロイン、コカイン、MDMA等）、向精神薬及び指定薬物をいう。令和5年の数値は速報値。

表3 不正薬物の密輸形態別摘発件数

(件)

形態別	年						
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	前年比	構成比
航空機旅客による密輸	389	70	24	93	262	282%	32%
国際郵便物を利用した密輸	520	567	689	728	385	53%	47%
商業貨物を利用した密輸	127	108	123	222	164	74%	20%
	航空貨物	121	95	108	205	76%	19%
	海上貨物	6	13	15	17	53%	1%
船員等による密輸	11	－	－	3	4	133%	0%
合 計	1,047	745	836	1,046	815	78%	100%

(注) 航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客等を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。

深刻な状況となっている。

密輸形態別の押収量では、海上貨物が約949kg（同約34倍）、航空機旅客が約406kg（同約3.8倍）となり、前年より大幅に増加した。また、航空貨物が約491kg（同31％増）、国際郵便物が約132kg（同15％減）となり、引き続き高水準で推移している。

密輸仕出地別では、摘発件数の割合は、北米が38％（112件）と最多となった。また、押収量の割合については、中東が45％（約883kg）と最大となった。

主な摘発事例としては、アラブ首長国連邦から到着した海上貨物（PVCボード）に隠匿された覚醒剤約704kgを摘発した事例（海上貨物で過去最高の覚醒剤押収量）やメキシコから到着した航空貨物（研磨機）に隠匿された覚醒剤約113kgを摘発した事例（航空貨物で過去最高の覚醒剤押収量）が挙げられる。

(3) 大麻の密輸動向

大麻（大麻草・大麻樹脂等^{*7}）の摘発件数は132件（前年比4％減）、押収量は約142kg（同70％減）と共に減少した。

表 4 覚醒剤の密輸形態別摘発実績

(上段：件，下段：kg)

形態別	年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	前年比	構成比
航空機旅客による密輸		229	23	5	43	88	205%	30%
		427	54	35	108	406	375%	21%
国際郵便物を利用した密輸		85	23	33	128	102	80%	34%
		188	14	62	154	132	85%	7%
商業貨物を利用した密輸		109	26	57	130	105	81%	35%
		367	743	917	402	1,440	358%	73%
	航空貨物	107	20	50	127	99	78%	33%
		325	103	266	375	491	131%	25%
	海上貨物	2	6	7	3	6	200%	2%
		43	639	650	28	949	34倍	48%
船員等による密輸		2	－	－	－	1	全増	0%
		1,605	－	－	－	－	－	－
合 計		425	72	95	301	296	98%	100%
		2,587	811	1,014	665	1,978	297%	100%

(注) 1. 航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客等を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。
2. 端数処理のため数値が合わないことがある。
3. 数量の表記について、「0」とは500 g未満の場合を示し、「－」とは全く無い場合を示す。

※ 7 大麻樹脂のほか、大麻リキッド・大麻菓子等の大麻製品を含む。

大麻のうち、大麻草の押収量は約74kg（同77％減）、大麻樹脂等の押収量は約68kg（同57％減）と共に減少した。

(4) 麻薬の密輸動向

麻薬（ヘロイン，コカイン，MDMA等）の摘発件数は234件（前年比1％減）と減少し、押収量は、重量は約276kg（同47％増）と増加し、錠剤型は約36千錠（同55％減）と減少した。

コカインの摘発件数は67件（同約2.4倍）、押収量は約103kg（同約2.1倍）と共に増加した。

MDMA等の摘発件数は60件（同39％減）と減少し、押収量は、重量は約109kg（同17％増）と増加し、錠剤型は約36千錠（同55％減）と減少した。

4. 金地金の密輸動向

令和 5 年における金地金^{※ 8}密輸入事件の摘発件数は218件（前年比約24倍）、押収量は約268kg（同99％増）と共に増加した。

※ 8 金地金には、金塊に加えて一部加工された金製品も含む。

5. 知的財産侵害物品等

不正薬物以外の関税法違反事件のうち、知的財産侵害物品、不正輸出等の主な事例は次のとおりである。

(1) 知的財産侵害物品

令和 5 年11月、函館税関は、中国から到着した国際郵便物により商標権を侵害するブローチ等

210個を密輸入しようとした日本人 1 名を関税法違反で告発した。

(2) 不正輸出事案

令和 5 年 5 月、横浜税関は、国際郵便物により中国及び香港へ紙巻タバコ等25,000本を不正に輸出する準備をした法人 1 社、ベトナム人 1 名及び中国人 1 名を関税法違反で告発した。

(3) その他

令和 5 年10月、大阪税関は、中国から航空機により偽造有価証券1,362枚を密輸入しようとした中国人 2 名及び日本人 1 名を関税法違反で告発した。

6. 輸入事後調査事務の概要

昭和41年に関税について申告納税方式が採用されたことに伴い、既に同方式を採用していた他の国税と同様に、関税についても申告内容を事後に調査する必要性が生じ、昭和43年に全国税関で約80名の体制により輸入事後調査がスタートした。

その後、輸入貨物の大幅な増加により輸入申告件数が増大するとともに、物流の迅速化が進む状況において、輸入通関の迅速化が強く要請される中、適正通関を確保する上で、輸入事後調査の役割は一層重要となってきた。

(1) 調査の目的

輸入事後調査は、輸入された貨物に係る納税申告が、関税法等の関係諸法令の規定に従って正しく行われているか否かを確認し、不適正な申告についてはこれを是正するとともに、輸入者に対する適切な申告指導を行うことにより、適正な課税

表5 覚醒剤の仕出地別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

仕出地	年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	構成比	合計
アジア		204	29	30	101	76	26%	440
		283	153	588	154	128	6%	1,305
	マレーシア	69	4	11	17	14	5%	115
		107	14	69	52	44	2%	286
	タイ	87	7	7	22	31	10%	154
		87	120	13	45	29	1%	294
	ベトナム	4	8	4	19	10	3%	45
		4	3	4	5	16	1%	33
	中国（香港・マカオを含む）	4	4	3	6	3	1%	20
		3	11	445	10	4	0%	473
	中国	1	1	1	3	1	0%	7
		0	2	15	6	—	—	23
	香港	2	3	2	3	2	1%	12
		1	9	430	4	4	0%	448
	マカオ	1	—	—	—	—	—	1
		2	—	—	—	—	—	2
	フィリピン	10	—	2	6	2	1%	20
		16	—	0	4	3	0%	23
	ラオス	9	1	1	8	3	1%	22
		36	2	3	18	5	0%	64
中東	パキスタン	—	—	1	6	5	2%	12
		—	—	49	2	8	0%	58
	韓国	4	—	1	11	2	1%	18
		5	—	5	2	5	0%	17
	台湾	6	4	—	—	1	0%	11
		0	1	—	—	0	0%	1
	カンボジア	4	—	—	—	—	—	4
		10	—	—	—	—	—	10
	インド	3	1	—	6	3	1%	13
		6	2	—	16	8	0%	32
アフリカ		24	7	6	28	29	10%	94
		109	28	64	132	883	45%	1,216
	トルコ	11	2	3	6	7	2%	29
		15	6	16	16	112	6%	166
	アラブ首長国連邦	9	2	2	10	9	3%	32
		23	16	45	94	744	38%	922
アフリカ	イラン	4	2	1	2	2	1%	11
		70	4	3	0	21	1%	98
		19	5	8	33	18	6%	83
		70	259	34	74	106	5%	544
	南アフリカ	7	4	6	13	6	2%	36
		14	258	18	43	89	5%	422
欧州	ガーナ	—	—	1	—	3	1%	4
		—	—	10	—	1	0%	11
	ナイジェリア	9	—	1	4	—	—	14
		47	—	6	3	—	—	56
	ケニア	—	—	—	3	4	1%	7
		—	—	—	2	6	0%	8
		43	10	24	40	29	10%	146
		47	14	35	96	48	2%	239
	イギリス	14	3	9	16	7	2%	49
		9	8	13	35	4	0%	68
	オランダ	3	2	5	3	3	1%	16
		0	0	0	0	1	0%	1
北米	フランス	3	—	4	4	7	2%	18
		4	—	6	7	21	1%	38
	ドイツ	7	1	2	5	1	0%	16
		12	0	10	25	1	0%	48
	ベルギー	1	1	2	5	5	2%	14
		2	6	1	16	5	0%	29
	ウクライナ	—	—	1	—	—	—	1
		—	—	0	—	—	—	0
	アイルランド	—	—	1	—	—	—	1
		—	—	4	—	—	—	4
	スペイン	3	—	—	—	2	1%	5
		2	—	—	—	12	1%	15
中南米		111	12	19	83	112	38%	337
		336	245	83	177	576	29%	1,417
	米国	61	9	14	58	75	25%	217
		126	1	75	102	261	13%	565
	カナダ	50	3	5	25	37	13%	120
オセアニア		209	244	8	76	314	16%	852
		22	9	8	16	32	11%	87
		138	111	209	32	237	12%	727
不明	メキシコ	22	9	8	13	29	10%	81
		138	111	209	31	235	12%	724
合 計		425	72	95	301	296	100%	1,189
		2,587	811	1,014	665	1,978	100%	7,054

(注) 1. 端数処理のため数値が合わないことがある。
2. 仕出地の内訳は、主だった国、地域を記載している。
3. 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「—」とは全く無い場合を示す。

表6 金地金の摘発実績（過去10年間）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
摘発件数（件）	119	465	811	1,347	1,086	61	51	5	9	218
押収量（kg）	449	2,032	2,802	6,277	2,054	319	150	27	135	268

（注）令和5年の数値は速報値。

を確保することを目的としている。

また、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税などの加算税制度を厳正に運用することにより、申告漏れを行った納税者と適正な申告を行った多くの納税者の間での課税の公正を図るとともに、より適正な納税申告を行う環境の整備に努めている。

（2）調査の権限

輸入者等に対する調査は、関税法第105条第1項第6号に規定する質問検査権に基づくもので、輸入された貨物について輸入者その他の関係者に対する質問、輸入貨物に係る帳簿書類等の検査及びそれら帳簿書類等の提出等を求めることができる旨が規定されている。

なお、この質問検査権は、犯罪捜査のために認められたものではない。

（3）調査の方法

輸入事後調査は、輸入者の事業所等を個別に訪問する等して、輸入取引に係る契約書、仕入書その他の貿易関係帳票及び会計帳簿書類等を調査することにより行われており、課税価格の適否の確認のほか、特惠税率適用の可否及び品目分類の適否並びに輸入品に係る消費税についての調査も併せて行っている。

また、調査の結果、納税申告に誤りがあることが判明した場合には、関税法第7条の16の規定に基づき、課税標準及び税額を更正する等により適正な課税の実現を図っている。

（4）令和4事務年度（令和4年7月～令和5年6月）の調査実績と非違の傾向

令和4事務年度において、全国の税関が調査した結果は表7のとおりであり、申告漏れに係る課税価格は約885億円で、追徴税額は約98億円となった。

また、納付不足税額の大きい上位5品目（関税分類ベース）は表8のとおりであり、これら5品目で、納付不足税額の総額の約6割を占める。

なお、主な申告漏れ等の内容は、輸出者又は輸入者が作成した取引価格よりも低い価格を記載したインボイスによる輸入申告、インボイス価格とは別に支払う貨物代金の申告漏れ、輸出者に無償で提供した部分品等の申告漏れなどとなっている。

7. 輸出事後調査事務の概要

大量破壊兵器の拡散防止に関する監視の強化が国際的な要請となってきたこと等を踏まえ、不正輸出に対する税関による取締りを強化し、適正な輸出通関を確保する観点から、平成17年10月に全国税関で輸出事後調査がスタートした。

（1）調査の目的

輸出事後調査は、輸出された貨物に係る手続が、関税法及び外国為替及び外国貿易法等の関係諸法令の規定に従って適正に行われているか否かを確認し、不適正な申告を行った者に対しては適切な申告を行うよう指導を行い、輸出者における適正な輸出管理体制・通関処理体制の構築を促すことで、適正かつ迅速な輸出通関の実現を目的としている。

（2）調査の権限

輸出者等に対する調査は、関税法第105条第1項第4号の2に規定する質問検査権に基づくもので、輸出された貨物について輸出者その他の関係者に対する質問、輸出貨物に係る帳簿書類等の検査及びそれら帳簿書類等の提出等を求めることができる旨が規定されている。

なお、この質問検査権は、犯罪捜査のために認められたものではない。

表 7 輸入事後調査の状況

		令和 4 事務年度	前事務年度比	令和 3 事務年度
調査を行った輸入者①		3,312者	223.2%	1,484者
申告漏れ等のあった輸入者②		2,437者	218.0%	1,118者
申告漏れ等の割合②／①		73.6%		75.3%
申告漏れ等に係る課税価格		884億9,259万円	149.7%	591億920万円
追徴税額	納付不足税額	93億4,333万円	149.2%	62億6,224万円
	関税	8億872万円	112.0%	7億2,200万円
	内国消費税	85億3,461万円	154.0%	55億4,024万円
	加算税額	4億7,400万円	245.1%	1億9,336万円
	重加算税額	1,323万円	114.4%	1,156万円
	計	98億1,733万円	152.1%	64億5,560万円

表 8 納付不足税額が多い上位 5 品目

順位	令和 4 事務年度			令和 3 事務年度		
	分類	品目	納付不足税額	分類	品目	納付不足税額
1	90類	光学機器等	22億5,775万円	85類	電気機器	13億5,953万円
2	87類	自動車等	14億4,649万円	90類	光学機器等	8億7,550万円
3	85類	電気機器	9億8,474万円	30類	医療用品	5億3,490万円
4	84類	機械類	9億5,543万円	87類	自動車等	4億3,321万円
5	64類	履物類	4億573万円	84類	機械類	4億1,311万円